

平成24年4月

確定値版

# 平成23年の暴力団情勢

警察庁組織犯罪対策部  
暴力団対策課  
企画分析課

## 平成23年の暴力団情勢 目次

<b>1 平成23年における主な暴力団対策</b> . . . . .	<b>1</b>
<b>2 暴力団その他反社会的勢力の情勢</b> . . . . .	<b>3</b>
(1) 暴力団構成員等の状況 . . . . .	3
(2) 主要暴力団の動向 . . . . .	4
ア 山口組の動向 . . . . .	4
イ 住吉会の動向 . . . . .	4
ウ 稲川会の動向 . . . . .	4
(3) 暴力団以外の反社会的勢力の情勢 . . . . .	5
ア 総会屋・会社ゴロ等の状況 . . . . .	5
イ 社会運動等標ぼうゴロの状況 . . . . .	5
<b>3 暴力団犯罪の検挙状況</b> . . . . .	<b>7</b>
(1) 全般的検挙状況 . . . . .	7
(2) 主要3団体に係る犯罪の検挙状況 . . . . .	11
(3) 山口組・弘道会に対する集中取締り . . . . .	11
(4) 暴力団等によるとみられる企業を対象とした加害行為事案の発生状況等	13
ア 暴力団等によるとみられる企業を対象とした加害行為事案の発生状況	13
イ 対立抗争事件の発生状況 . . . . .	14
トピックス ～道仁会と九州誠道会との対立抗争の概要 . . . . .	14
ウ 銃器発砲事件の発生状況 . . . . .	15
エ 拳銃押収丁数 . . . . .	15
(5) 組織的犯罪処罰法(加重処罰関係)の適用状況 . . . . .	16
(6) 資金獲得犯罪の検挙状況 . . . . .	17
ア 23年の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴 . . . . .	17
イ 組織的犯罪処罰法(マネー・ローンダリング関係)の適用状況 . . . . .	18
ウ 伝統的資金獲得犯罪 . . . . .	19
エ 企業活動を利用した資金獲得犯罪 . . . . .	21
オ 企業対象暴力及び行政対象暴力 . . . . .	23

カ	金融・不良債権関連事犯	24
<b>4</b>	<b>暴力団対策法の施行状況等</b>	<b>25</b>
(1)	指定状況	25
(2)	行政命令の発出状況	25
ア	中止命令	25
イ	再発防止命令	26
ウ	防止命令	27
エ	禁止命令	28
オ	事務所使用制限命令	28
(3)	命令違反事件の検挙状況	28
<b>5</b>	<b>暴力団排除条例の施行状況等</b>	<b>32</b>
(1)	条例の制定及び施行	32
(2)	条例の適用状況	33
<b>6</b>	<b>社会全体による暴力団排除の推進</b>	<b>34</b>
(1)	公共部門における暴力団排除活動	34
ア	公共事業等からの暴力団排除	34
イ	各種業法による暴力団排除	35
ウ	その他公共部門における暴力団排除活動	35
	トピックス	
	～東日本大震災に係る復旧・復興事業からの暴力団排除	36
(2)	民間部門における暴力団排除活動	37
ア	企業活動からの暴力団排除	37
イ	金融機関の取引における暴力団排除	37
ウ	建設業界における暴力団排除	37
エ	不動産業界における暴力団排除	38
オ	中小企業等における暴力団排除	38
カ	プロスポーツ業界における暴力団排除	38
キ	祭礼・露店からの暴力団排除	39

ク	その他民間部門における暴力団排除活動	39
(3)	地域・住民による暴力団排除活動	39
ア	損害賠償請求に対する支援	39
イ	事務所撤去運動に対する支援	40
(4)	暴力団排除活動に対する支援	41
ア	保護対策の強化	41
イ	暴力団情報の提供	41
(5)	暴力団相談の受理状況	41
(6)	暴力団構成員の離脱促進、社会復帰対策の状況	42
(7)	都道府県暴力追放運動推進センターによる公益法人制度改革への対応	42

## 1 平成23年における主な暴力団対策

### 山口組・弘道会に対する集中取締り（P11参照）

近年の暴力団情勢は、山口組による一極集中が顕著であり、その弱体化を図ることが喫緊の課題となっていることから、強大化する山口組を事実上支配し、その中枢となっている弘道会及びその傘下組織に対する集中した取締りを全国警察一体となって引き続き展開している。

### 暴力団等によるとみられる企業を対象とした加害行為事案の発生と捜査の徹底及び保護対策の強化（P13参照）

暴力団等によるとみられる企業を対象とした加害行為事案が相次いで発生していることから、捜査を徹底するとともに、保護対策をより一層強化している。

### 道仁会と九州誠道会との対立抗争の再燃と拡大防止策（P14参照）

道仁会と九州誠道会との対立抗争が再燃し、福岡県、佐賀県等において、発砲事件等が相次いで発生していることから、早期検挙を図るための捜査はもとより、事務所使用制限命令の発出、警戒活動等により、拡大防止を図っている。

### 暴力団排除に関する条例の制定及び施行（P32参照）

各地方自治体が、暴力団排除条例の制定に向けた取組を推進した結果、10月までに全都道府県において制定・施行された。

各都道府県警察では、条例を積極的に活用するなどし、暴力団との関係遮断の取組をより一層推進している。

### 各種業界における暴力団排除の進展（P37参照）

#### ・ 金融機関の取引における暴力団排除（P37参照）

全国銀行協会は、6月、従来の融資取引、普通預金取引、当座勘定取引及び貸金庫取引に加え、当座勘定取引及び融資取引について、暴力団員との密接交際者や暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者をも排除することを明確化した暴力団排除条項の参考例を会員銀行及び各地銀行協会に通知し、その導入を要請した。

#### ・ 建設業界における暴力団排除（P37参照）

建設業界においては、5月、民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款委員会が民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に暴力団排除条項を盛り込み、市販を開始したほか、7月、（社）全国建設業協会が工事下請基本契約書等に暴力団排除条項を盛り込み、市販を開始した。

#### ・ 不動産業界における暴力団排除（P38参照）

不動産業界においては、9月までに、不動産関係5団体（（社）全国宅地建物取引業協会連合会、（社）全日本不動産協会、（社）不動産流通経営協会、（社）日本住宅建設産業協会及び（社）不動産協会）が不動産売買等契約書に係る暴力団排除モデル条項を新たに策定し、各会員にその導入を要請したほか、上記不動産関係5団体、（財）不動産流通近代化センター、全国暴追センター、民暴委員会弁護士、国土交通省及び警察庁により構成される「不動産・警察暴力団等排除中央連絡会」が設置された。

#### ・ 中小企業等における暴力団排除（P38参照）

中小企業4団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会及び全国商店街振興組合連合会）は、6月までに、各都道府県の下部組織に対し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（19年6月、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の普及促進等企業活動からの暴力団排除の取組を行うよう通知した。

・ **プロスポーツ界における暴力団排除（P38参照）**

日本野球機構（NPB）は、15年から暴力団排除の諸対策に取り組んできたが、新たにプロ野球選手と反社会的勢力との関係遮断に取り組むこととし、1月、暴力団等排除宣言を行った。

**東日本大震災に係る復旧・復興事業における暴力団対策（P36参照）**

東日本大震災に係る復旧・復興事業から暴力団を排除するため、各省庁、自治体、業界団体等と連携を図りながら、各種対策を推進している。

## 2 暴力団その他反社会的勢力の情勢

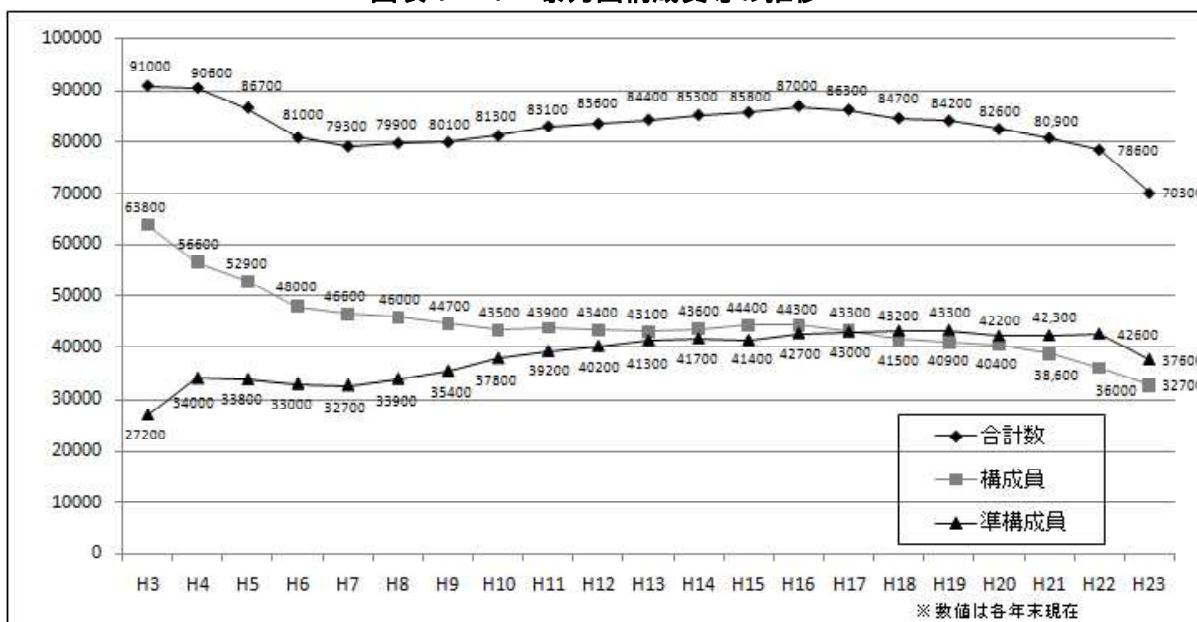
### (1) 暴力団構成員等の状況

暴力団構成員及び準構成員（以下「暴力団構成員等」という。）の数は、16年以降減少傾向にあるところ、23年末現在70,300人<sup>注</sup>で、前年に比べ8,300人減少し、前年に続き暴力団対策法施行後の最少人数を更新した。うち、暴力団構成員の数は32,700人で、前年に比べ3,300人減少し、6年連続で暴力団対策法施行後最少を更新した。準構成員の数は37,600人で、前年に比べ5,000人減少した（図表1-1）。

また、主要3団体（山口組、住吉会及び稲川会）の暴力団構成員等の数は50,900人（全暴力団構成員等の72.4%）で、このうち暴力団構成員の数は24,800人（全暴力団構成員の75.8%）であり、主要3団体による寡占状態が続いている。

中でも山口組は、前年に比べ暴力団構成員等の数は減少しているものの、全暴力団構成員等の数の44.1%（うち構成員については全暴力団構成員の46.5%）を占めており、依然として一極集中の状態が顕著である（図表1-2）。

図表1-1 暴力団構成員等の推移



図表1-2 主要3団体の暴力団構成員等の比較

		22年末	23年末	増減	全体の構成比	
主要3団体	山口組	構成員	17,300	15,200	-2,100	44.1% (構成員46.5%)
		準構成員	17,600	15,800	-1,800	
		計	34,900	31,000	-3,900	
	住吉会	構成員	5,900	5,600	-300	16.7% (構成員17.1%)
		準構成員	6,700	6,100	-600	
		計	12,600	11,700	-900	
稲川会	構成員	4,500	4,000	-500	11.6% (構成員12.2%)	
	準構成員	4,600	4,100	-500		
	計	9,100	8,100	-1,000		
3団体合計		構成員	27,700	24,800	-2,900	72.4% (構成員75.8%)
		準構成員	28,900	26,100	-2,800	
		計	56,600	50,900	-5,700	

注：本章における暴力団構成員等の数は概数であり、増減及び構成比は概数上のものである。

## (2) 主要暴力団の動向

### ア 山口組の動向

山口組は、組長が出所した4月以降、対内的には親子盃儀式の実施等による統制強化を図り、対外的にはこれまでと同様に平和共存関係を維持する一方で、親戚団体に時節ごと本部に挨拶訪問を求めるなどその優位性を顕示している。

10月には、さらなる体制強化、関東における勢力拡大を目論み、東京都内に2人目の直系組長を誕生させた。

#### (ア) 新年会の開催

1月、山口組総本部事務所において、組長の誕生祝いを兼ねた新年会を開催し、いわゆる「親戚団体」である共政会等全国8つの指定暴力団等のトップらの参加を得るなど、全国にその影響力を誇示した。

#### (イ) 組長の出所

4月、服役していた組長が出所した。

#### (ウ) 親子盃儀式の実施

5月、組長を親、組長が服役中に昇格した直系若中を子とした親子盃儀式が行われた。

#### (エ) 組長による新聞取材対応

10月、組長が暴力団排除条例に関する新聞取材に応じその内容が掲載された。

#### (オ) 事始め式の実施

12月、山口組総本部事務所において、事始め式を実施し、平成24年の山口組指針「心機を転ず（心を新たに積極的に行動することの意）」を発表した。

### イ 住吉会の動向

住吉会は、関東の他の暴力団とは比較的良好な関係にあるが、関東進出が進む山口組とは、緊張関係が続いていたところ、山口組組長の出所に際しては歩み寄りの姿勢を示し、その後も一部の傘下組織には山口組との関係が深まる兆候もあり、今後の動向が注目される。

#### (ア) 新年会の開催

1月、埼玉県内の同会関連施設において、会長以下幹部が出席し、新年会を開催した。

#### (イ) 新役員人事の発表

4月、幹部会において、新役員人事を発表し、組織の体制固めを行った。

### ウ 稲川会の動向

稲川会は、五代目体制以降、山口組との関係をより強固なものとし、会長、理事長を中心とした組織運営により体制強化を図っている。

#### (ア) 新年会の開催

1月、神奈川県内の同会関連施設において、会長以下幹部が出席して新年会を開催した。



### (1) 親子盃儀式の実施

4月、関連施設において、会長を親、傘下組織の5人の組長を子とした親子盃儀式を行った。  
11月、関連施設において、会長を親、傘下組織の3人の組長を子とした親子盃儀式を行った。

### (ウ) 内紛問題の勃発

5月、執行部に対する不満から山梨県内の傘下組織が反旗を翻したことで、当該傘下組織の組長等が絶縁処分を受けた。

### (I) 総本部事務所移転問題の推移

20年末に移転問題が表面化した六本木の総本部事務所については、現在も同所を使用したまま都内を中心に新たな移転先を模索しているとみられ、今後の動向が注目される。

## (3) 暴力団以外の反社会的勢力の情勢

### ア 総会屋・会社ゴロ等の状況

総会屋<sup>注1</sup>及び会社ゴロ等（会社ゴロ<sup>注2</sup>及び新聞ゴロ<sup>注3</sup>をいう。以下同じ。）の数は、23年末現在、1,300人（前年比30人減）である（図表1-3）。

図表1-3 総会屋・会社ゴロ等の推移

区分	年次	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
総会屋		420	390	370	350	340	330	310	300	290	290
	グループ構成員 <sup>注4</sup>	120	110	90	80	90	90	80	70	60	50
	単独人員	300	280	280	270	250	240	230	230	230	240
会社ゴロ等		990	1,000	1,040	1,050	1,000	1,020	1,000	1,010	1,040	1,010
	グループ構成員	40	50	60	50	60	80	70	60	70	40
	単独人員	950	950	980	1,000	940	940	930	950	970	970
合計		1,410	1,390	1,410	1,400	1,340	1,350	1,310	1,310	1,330	1,300

注1：単位株を保有し、株主総会で質問、議決等を行うなど株主として活動する一方、コンサルタント料、新聞、雑誌等の購読料、賛助金等の名目で株主権の行使に関して企業から不当に利益の供与を受け又は受けようとしている者

注2：総会屋、新聞ゴロ以外で、企業等を対象として、経営内容、役員の不正等に付け込み、賛助会等の名目で金品を喝取するなど暴力的不法行為を常習とし又は常習とするおそれのある者

注3：総会屋以外で、新聞、雑誌等の報道機関の公共性を利用し、企業等の経営内容、役員の不正等に付け込み、広告料、雑誌購読料等の名目で金品を喝取するなど暴力的不法行為を常習とし又は常習とするおそれのある者

注4：「グループ構成員」とは、グループを形成する者をいう（以下同じ）。

### イ 社会運動等標ぼうゴロの状況

社会運動等標ぼうゴロ（社会運動標ぼうゴロ<sup>注1</sup>及び政治活動標ぼうゴロ<sup>注2</sup>をいう。）の数は、23年末現在、7,020人（前年比340人減）である（図表1-4）。

図表 1 - 4 社会運動等標ぼうゴロの推移

区分 \ 年次	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
社会運動標ぼうゴロ	810	840	820	860	820	810	750	790	860	920
グループ構成員	500	510	450	470	430	430	350	390	440	520
単独人員	310	330	370	390	390	380	400	400	420	400
政治活動標ぼうゴロ	7,000	6,900	7,000	7,100	6,900	6,800	6,800	6,700	6,500	6,100
グループ構成員	5,300	5,300	5,300	5,400	5,200	5,100	5,100	5,000	5,100	4,600
単独人員	1,700	1,600	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,400	1,500
合計	7,810	7,740	7,820	7,960	7,720	7,610	7,550	7,490	7,360	7,020

注1：社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的要求行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注2：政治運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的要求行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

### 3 暴力団犯罪の検挙状況

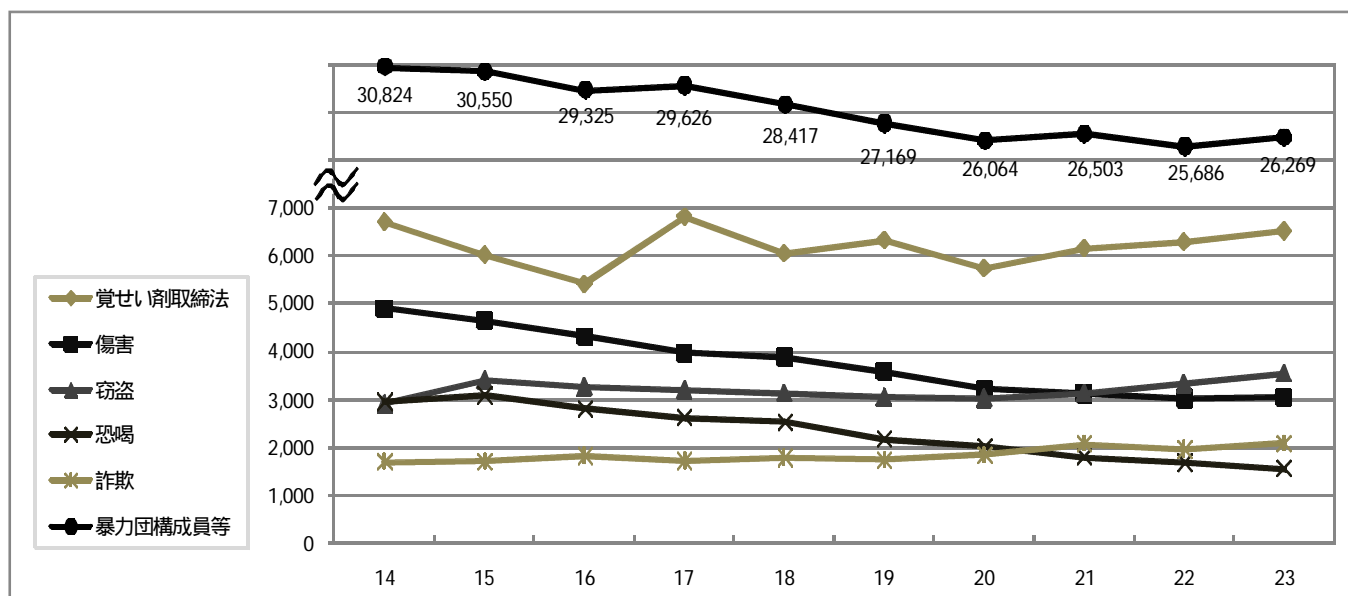
#### (1) 全般的検挙状況

14年以降、暴力団構成員等の検挙人員は、減少傾向にあるが、23年においては、26,269人と前年に比べ583人増加している。罪種別では、窃盗が3,538人、詐欺が2,077人、覚せい剤取締法違反が6,513人（麻薬特例法違反は含まない。）で、前年に比べそれぞれ209人、117人、230人増加している一方、恐喝が1,559人、賭博が405人で、前年に比べそれぞれ125人、247人減少している（図表2 - 1、2）。

構成員・準構成員別では、構成員が5,982人で前年に比べ234人減少し、準構成員が20,287人で前年に比べ817人増加している（図表2 - 2、3）。

また、暴力団構成員等の検挙件数は54,098件で、前年に比べ3,067件増加している。罪種別では、窃盗が24,916件、詐欺が4,592件、覚せい剤取締法違反が9,572件で、それぞれ1,249件、1,236件、370件増加している一方、恐喝が1,181件で176件減少している（図表2 - 4）。

図表2 - 1 主要罪種における暴力団構成員等検挙人員の推移



図表 2 - 2 暴力団構成員及び準構成員の罪種別検挙人員の推移

年次		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	前年比
刑	殺人	188	220	204	178	133	-45
	強盗	541	534	581	560	482	-78
	放火	22	44	30	33	33	0
	強姦	103	94	95	70	84	14
	凶器準備集合	14	13	3	4	0	-4
	暴行	1,210	1,235	1,165	1,130	1,167	37
	傷害	3,580	3,219	3,123	3,016	3,040	24
	脅迫	545	625	543	536	589	53
	恐喝	2,175	2,013	1,800	1,684	1,559	-125
	窃盗	3,050	3,028	3,136	3,329	3,538	209
	詐欺	1,743	1,846	2,072	1,960	2,077	117
	横領	83	99	64	82	94	12
	文書偽造	308	353	350	317	330	13
	賭博	648	639	789	652	405	-247
	わいせつ物頒布等	157	197	191	154	161	7
	公務執行妨害	518	457	433	450	464	14
	うち競売等妨害	72	51	21	11	14	3
	犯人蔵匿	72	47	78	58	55	-3
	証人威迫	2	5	2	5	7	2
	逮捕監禁	276	239	278	202	198	-4
	信用毀損・威力業務妨害	83	62	41	49	58	9
	器物損壊	535	547	509	479	538	59
	暴力行為	47	22	71	77	43	-34
その他刑法犯	721	704	754	757	750	-7	
刑法犯合計	16,621	16,242	16,312	15,782	15,805	23	
特	出入国管理・難民認定法	69	111	68	109	107	-2
	軽犯罪法	316	234	201	183	165	-18
	めいてい者規制法	10	5	5	5	10	5
	迷惑防止条例	218	190	234	290	296	6
	暴力団対策法	10	10	10	4	14	10
	自転車競技法	58	48	91	36	47	11
	競馬法	48	41	35	14	21	7
	モーターボート競走法	27	36	53	73	134	61
	小型自動車競走法	0	5	0	0	1	1
	風営適正化法	629	516	454	469	601	132
	青少年保護育成条例	107	97	103	81	98	17
	売春防止法	143	110	135	122	133	11
	児童福祉法	126	123	92	86	119	33
	出資法	115	126	89	74	104	30
	貸金業法	125	130	104	116	80	-36
	宅地建物取引業法	3	1	10	9	9	0
	建設業法	18	28	14	23	31	8
	銃刀法	428	416	424	328	355	27
	火薬類取締法	4	4	3	2	3	1
	麻薬等取締法	130	119	99	46	75	29
	あへん法	1	0	0	1	0	-1
	大麻取締法	664	843	863	688	606	-82
	覚せい剤取締法	6,319	5,735	6,153	6,283	6,513	230
毒劇物法	184	155	196	161	124	-37	
廃棄物処理法	192	145	149	153	166	13	
労働基準法	18	9	2	1	9	8	
職業安定法	19	20	17	22	26	4	
健康保険法	0	2	0	0	2	2	
労働者派遣事業法	7	16	13	10	17	7	
旅券法	9	8	10	18	15	-3	
麻薬等特例法	45	79	55	42	48	6	
その他の特別法犯	506	460	509	455	535	80	
特別法犯合計	10,548	9,822	10,191	9,904	10,464	560	
総計	27,169	26,064	26,503	25,686	26,269	583	

図表2-3 暴力団構成員の罪種別検挙人員の推移

年次		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	前年比	
刑	殺人	97	106	100	62	35	-27	
	強盗	163	138	153	127	120	-7	
	放火	4	11	1	7	6	-1	
	強姦	24	13	15	18	13	-5	
	凶器準備集合	11	9	3	2	0	-2	
	暴行	404	411	356	362	302	-60	
	傷害	1,305	1,071	1,029	919	888	-31	
	脅迫	273	309	268	241	274	33	
	恐喝	1,005	1,006	799	802	741	-61	
	窃盗	610	617	509	527	492	-35	
	詐欺	510	518	530	446	654	208	
	横領	20	30	11	17	17	0	
	文書偽造	83	113	114	104	94	-10	
	賭博	107	107	133	81	26	-55	
	わいせつ物頒布等	12	22	20	6	14	8	
	公務執行妨害	121	114	102	101	74	-27	
	うち競売等妨害	4	4	4	4	2	-2	
	犯	犯人蔵匿	31	19	18	15	21	6
		証人威迫	2	3	1	3	6	3
		逮捕監禁	136	103	147	71	51	-20
信用毀損・威力業務妨害		33	27	18	10	19	9	
器物損壊		169	157	152	110	105	-5	
暴力行為		20	13	38	34	21	-13	
その他刑法犯		228	204	186	169	153	-16	
刑法犯合計		5,368	5,121	4,703	4,234	4,126	-108	
特		出入国管理・難民認定法	1	1	2	4	6	2
		軽犯罪法	139	104	83	83	57	-26
	めいてい者規制法	5	0	0	0	1	1	
	迷惑防止条例	74	44	37	39	29	-10	
	暴力団対策法	10	9	10	4	13	9	
	自転車競技法	28	25	28	11	17	6	
	競馬法	13	16	13	4	3	-1	
	モーターボート競走法	9	9	11	11	16	5	
	小型自動車競走法	0	0	0	0	0	0	
	風営適正化法	42	42	27	34	42	8	
	青少年保護育成条例	38	20	20	21	14	-7	
	売春防止法	12	7	19	5	8	3	
	児童福祉法	36	34	30	18	22	4	
	出資法	23	36	29	18	18	0	
	貸金業法	46	50	42	46	22	-24	
	宅地建物取引業法	0	0	4	8	0	-8	
	建設業法	1	7	3	1	5	4	
	銃刀法	155	151	150	81	92	11	
	法	火薬類取締法	2	2	1	0	1	1
		麻薬等取締法	26	31	10	6	25	19
あへん法		0	0	0	0	0	0	
大麻取締法		86	103	72	89	71	-18	
覚せい剤取締法		1,403	1,181	1,286	1,313	1,207	-106	
毒劇物法		22	13	27	15	14	-1	
廃棄物処税法		50	28	29	35	33	-2	
労働基準法		12	2	1	0	1	1	
職業安定法		5	2	4	11	2	-9	
健康保険法		0	0	0	0	0	0	
犯	労働者派遣事業法	6	6	8	5	12	7	
	旅券法	7	5	8	13	10	-3	
	麻薬等特例法	25	22	5	12	12	0	
	その他の特別法犯	122	126	114	95	103	8	
	特別法犯合計	2,398	2,076	2,073	1,982	1,856	-126	
	総計	7,766	7,197	6,776	6,216	5,982	-234	

図表2 - 4 暴力団構成員及び準構成員の罪種別検挙件数の推移

罪種名		年次						
		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	前年比	
刑	殺人	130	125	132	121	108	-13	
	強盗	411	388	473	366	387	21	
	放火	45	45	29	45	37	-8	
	強姦	127	95	102	68	94	26	
	凶器準備集合	6	4	3	2	0	-2	
	暴行	1,278	1,257	1,172	1,181	1,237	56	
	傷害	3,030	2,782	2,605	2,620	2,609	-11	
	脅迫	505	554	511	513	561	48	
	恐喝	1,688	1,578	1,403	1,357	1,181	-176	
	窃盗	27,914	27,675	24,749	23,667	24,916	1,249	
	詐欺	3,733	3,938	4,590	3,356	4,592	1,236	
法	横領	104	125	86	92	104	12	
	文書偽造	573	838	760	510	444	-66	
	賭博	304	154	277	143	132	-11	
	わいせつ物頒布等	127	146	140	130	129	-1	
	公務執行妨害	564	488	491	545	586	41	
	うち競売等妨害	17	12	8	6	6	0	
	犯人蔵匿	54	43	58	50	38	-12	
	証人威迫	3	4	2	5	6	1	
	逮捕監禁	146	126	148	132	110	-22	
	信用毀損・威力業務妨害	57	44	36	27	37	10	
	器物損壊	849	960	859	845	975	130	
犯	暴力行為	30	13	44	46	40	-6	
	その他刑法犯	1,324	1,218	1,387	1,548	1,292	-256	
	刑法犯合計	43,002	42,600	40,057	37,369	39,615	2,246	
	特別法犯	出入国管理・難民認定法	82	134	93	119	112	-7
		軽犯罪法	335	257	230	200	185	-15
		めいてい者規制法	10	7	6	5	10	5
		迷惑防止条例	196	177	225	269	293	24
		暴力団対策法	11	7	12	6	12	6
		自転車競技法	30	29	32	16	38	22
		競馬法	18	21	12	6	33	27
		モーターボート競走法	16	23	12	18	75	57
小型自動車競走法		0	2	0	0	0	0	
風営適正化法		508	416	389	405	543	138	
青少年保護育成条例		155	120	131	102	127	25	
売春防止法		299	514	236	269	339	70	
児童福祉法		179	128	88	76	115	39	
出資法		161	145	122	108	113	5	
貸金業法		171	150	130	120	99	-21	
宅地建物取引業法		2	1	5	5	7	2	
建設業法		11	18	11	13	20	7	
銃刀法		580	578	557	460	518	58	
火薬類取締法		17	15	14	8	8	0	
麻薬等取締法		347	344	278	219	221	2	
あへん法		2	2	3	1	1	0	
大麻取締法	1,121	1,354	1,280	1,068	926	-142		
覚せい剤取締法	9,156	8,406	8,902	9,202	9,572	370		
毒劇物法	211	181	232	183	146	-37		
廃棄物処理法	179	134	133	132	145	13		
労働基準法	14	7	5	1	4	3		
職業安定法	16	25	17	18	26	8		
健康保険法	0	1	1	1	2	1		
労働者派遣事業法	6	11	12	9	22	13		
旅券法	13	9	11	22	15	-7		
麻薬等特例法	50	202	75	58	77	19		
その他の特別法犯	626	594	2,544	543	679	136		
特別法犯合計	14,522	14,012	15,798	13,662	14,483	821		
総計	57,524	56,612	55,855	51,031	54,098	3,067		

## (2) 主要3団体に係る犯罪の検挙状況

14年以降、主要3団体（山口組、住吉会及び稲川会）の暴力団構成員等の検挙人員は総検挙人員の約8割を占めている。23年についても、主要3団体の暴力団構成員等の検挙人員は21,465人と、総検挙人員の81.7%を占めている。なお、山口組については、暴力団構成員等の検挙人員が13,808人で、総検挙人員の52.6%を占めている（図表2-5）。

これらの割合は、23年の暴力団全勢力における主要3団体の暴力団構成員等の割合が72.4%、山口組の暴力団構成員等の割合が44.1%であることを考慮すると、高いといえる。

図表2-5 山口組、住吉会及び稲川会の暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
暴力団構成員等の 検挙人員（人）		30,824 (9,907)	30,550 (10,110)	29,325 (9,180)	29,626 (8,725)	28,417 (8,471)	27,169 (7,766)	26,064 (7,197)	26,503 (6,776)	25,686 (6,219)	26,269 (5,982)
うち山口組		15,958 (5,016)	16,272 (5,371)	15,421 (4,720)	15,675 (4,459)	15,139 (4,429)	14,869 (4,000)	14,261 (3,572)	14,208 (3,217)	13,728 (2,859)	13,808 (2,755)
うち住吉会		4,211 (1,401)	4,441 (1,425)	4,557 (1,310)	4,464 (1,228)	4,233 (1,214)	3,721 (1,106)	3,556 (1,068)	3,632 (1,059)	3,369 (997)	3,770 (969)
うち稲川会		3,972 (1,336)	3,935 (1,209)	3,823 (1,272)	3,978 (1,297)	4,022 (1,268)	3,825 (1,235)	3,819 (1,145)	3,687 (1,079)	3,725 (1,067)	3,887 (1,059)
3団体合計		24,141 (7,753)	24,648 (8,005)	23,801 (7,302)	24,117 (6,984)	23,394 (6,911)	22,415 (6,341)	21,636 (5,785)	21,527 (5,355)	20,822 (4,923)	21,465 (4,783)
全体に占める割合(%)		78.3 (78.3)	80.7 (79.2)	81.2 (79.5)	81.4 (80.0)	82.3 (81.6)	82.5 (81.7)	83.0 (80.4)	81.2 (79.0)	81.1 (79.2)	81.7 (80.0)

注：（ ）内は、暴力団構成員等の検挙人員のうち、暴力団構成員の検挙人員を指す。

(参考) 主要3団体及び山口組の暴力団構成員等数の推移

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
総数	85,300	85,800	87,000	86,300	84,700	84,200	82,600	80,900	78,600	70,300
うち3団体総数	58,900	60,200	61,300	63,000	61,600	61,100	60,000	58,600	56,600	50,900
割合	69.1%	70.2%	70.5%	73.0%	72.7%	72.6%	72.6%	72.4%	72.0%	72.4%
うち山口組総数	36,900	38,000	39,200	41,000	39,700	39,000	38,000	36,400	34,900	31,000
割合	43.3%	44.3%	45.1%	47.5%	46.9%	46.3%	46.0%	45.0%	44.4%	44.1%

## (3) 山口組・弘道会に対する集中取締り

近年の暴力団情勢は、山口組による一極集中が顕著であり、その弱体化を図ることが喫緊の課題となっていることから、強大化する山口組を事実上支配し、その中枢となっている弘道会及びその傘下組織に対する集中した取締りを行っている。

23年においては、山口組直系組長（2次組織の首領）17人（前年比8人減）、弘道会直系組長（山口組3次組織の首領）19人（同8人増）、弘道会直系組織幹部42人（同10人増）を検挙している（図

表 2 - 6 )。

図表 2 - 6 山口組・弘道会の直系組長等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H19	H20	H21	H22	H23
山口組直系組長	2	4	6	25	17
弘道会直系組長	-	-	3	11	19
弘道会直系組織幹部	-	-	14	32	42

19年、20年については、弘道会直系組長及び弘道会直系組織幹部の統計をとっていない。

【山口組直系組長の主要検挙事例】

山口組直系組長(52)が、会社役員と開催したゴルフコンペで、賭博をした事例（和歌山、1月検挙）

山口組直系組長(44)が、マッサージ店において、店員の対応に激高し、経営者の女性を脅迫した上、さらに配下の組員らが経営者の夫を脅迫してみかじめ料を要求し、数日後、別の組員が店内に消火器の消火剤を散布し、出入口ガラスや看板を損壊して業務を妨害した事例（大阪、4月検挙）

山口組直系組長(50)が、内妻名義の住宅を購入するに当たり、会社役員と共謀し、内妻に稼働事実がないのに、同会社役員の会社で稼働しているように装って住宅ローンを申し込み、金融機関から融資金を詐取した事例（大阪、5月検挙）

山口組直系組長(55)が、漬物購入名目に金を喝取しようとして、居酒屋の店主に対して、「正月に若いやつらに小遣いをやらなあかん。漬けもんこうてくれ。5千円くらいのもんやけど、2万円を買ってくれ。このことを警察に喋ったら、わしパクられる。そうになったらお前もやったるさかいな。」などと金を要求し、現金2万円を喝取した事例（京都、7月検挙）

山口組直系組長(44)が、株式会社設立登記をするに当たり、資本金を多額に見せかけた虚偽の登記申請書類等を法務局に提出し、登記をさせた事例（兵庫、9月検挙）

山口組直系組長(51)らが、配下組員の逮捕を免れさせるため、同人をホテルに宿泊させたほか、逃走用のレンタカーを供与するなどして逃走を容易にした事例(大阪、10月検挙)

【弘道会直系組長、幹部の主要検挙事例】

弘道会直系組織幹部(47)が、回転式拳銃、拳銃実包を知人宅床下に隠していた事例（愛知、2月検挙）

弘道会直系組長(51)が、無職であるにもかかわらず、定職を有し継続的に収入を得ているように装ってクレジットカードを詐取した事例（愛知、5月検挙）

弘道会直系組長(45)が、地区の再開発に伴い、開発関係者に対して、自己の影響下にある企業を参入させるように強要した事例（岐阜、6月検挙）

弘道会直系組長（36）が、ホームセンターにおいて、電球等を万引きした事例（愛知、7月検挙）



弘道会直系組長(45)らが、住宅を暴力団事務所として使用するため、暴力団事務所を一般企業事務所に偽装しようとして、虚偽の株式会社設立登記申請書を法務局に提出し、実体のない株式会社の設立登記をした事例（兵庫、10月検挙）

弘道会直系組長(45)が、知人から交渉の依頼を受け、その交渉の相手方に対し、「このままやったら銭金じゃ済まんようになるよ。」、「俺がこれへソ曲げて「もう知らんわいな、おんどれ」言うたら終わりやで。」などと脅迫した事例（警視庁、11月検挙）

#### (4) 暴力団等によるとみられる企業を対象とした加害行為事案の発生状況等

##### ア 暴力団等によるとみられる企業を対象とした加害行為事案の発生状況

23年中、暴力団等によるとみられる（暴力団構成員等によるもの又は暴力団の関与がうかがわれるもの。以下同じ。）企業を対象とした加害行為事案は27件（前年比16件増）発生している。これらの犯行には銃器や爆発物等が用いられるなどしており、企業をはじめとする事業者に対する大きな脅威となっている。

##### 【主な発生事例】

建設事務所における社員に対する拳銃使用殺人未遂事件（2月、福岡）

工務店会長宅に対する拳銃発砲事件（2月、福岡）

工場に対する拳銃発砲事件（2月、福岡）

ガス会社社長宅に対する手榴弾投てき事件（3月、福岡）

電力会社社長宅に対する手榴弾投てき事件（3月、福岡）

建設会社九州支店工事長宅に対する拳銃発砲事件（5月、福岡）

焼肉店店舗兼住宅に対する拳銃発砲・殺人未遂事件（5月、福岡）

建設会社九州支店に対する拳銃発砲事件（5月、福岡）

電力関連企業営業所に対する火炎瓶投てき事件（5月、佐賀）

電力会社営業所に対する火炎瓶投てき事件（5月、佐賀）

土木建築会社役員宅における拳銃発砲事件（6月、福岡）

解体業者に対する火炎瓶投てき事件（6月、福岡）

建設会社に対する拳銃発砲事件（9月、福岡）

建設会社社長に対する拳銃使用殺人未遂事件（9月、福岡）

建設現場に対する火炎瓶投てき事件（9月、福岡）

建設会社役員に対する拳銃使用殺人事件（11月、福岡）

拳銃発砲事件、手榴弾投てき事件、火炎瓶投てき事件は、全てここに掲載している。

##### 【検挙事例】

太州会幹部（55）らが、福岡県内の建設会社の事務所に向けて拳銃を発射し、同事務所のドアや外壁等を損壊するなどした事例（福岡、2月発生・10月検挙）

道仁会傘下組織組員(26)が、金属バットで土木会社社長の男性の頭部等を複数回殴打して傷

害を負わせた事例（福岡、9月発生・24年1月検挙）

## イ 対立抗争事件の発生状況

14年以降、対立抗争事件の発生は減少傾向にあり、22年には発生がなかったが、23年においては、道仁会と九州誠道会との対立抗争再燃に起因する不法行為が13回発生している（**図表2-7**）。

道仁会傘下組織組員らが乗車する車が、銃撃された事例（福岡、3月）

九州誠道会傘下組織幹部らが、病院出入口において、道仁会傘下組織幹部(58)に拳銃で撃たれて死傷した事例（佐賀、4月発生・7月検挙）

九州誠道会傘下組織組員が、自宅前において、刃物で刺殺された事例（佐賀、4月）

道仁会傘下組織組員が、道仁会会長宅敷地内において、元九州誠道会傘下組織幹部(78)に手榴弾を投てきされるなどされて負傷した事例（福岡、8月発生・検挙）

道仁会傘下組織組員が、自宅前において、拳銃で撃たれ、負傷した事例（熊本、9月）

九州誠道会傘下組織組員が、飲食店舗改装現場において作業中、拳銃で射殺された事例（佐賀、9月）

**図表2-7 対立抗争事件の発生状況の推移**

区分	年次	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
発生事件数(件)		7	7	6	6	0	3	1	1	0	0
うち山口組関与事件数		5	5	5	6	0	2	1	0	0	0
発生回数(回)		28	44	31	18	(15)	18	6	4	0	13
うち銃器使用回数		21	32	19	11	(8)	12	3	1	0	9
銃器使用率(%)		75.0	72.7	61.3	61.1	(53.3)	66.7	50.0	25.0	0.0	69.2
死者数(人)		2	7	4	2	0	8	3	2	0	4
うち暴力団構成員等以外		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
負傷者数(人)		14	15	12	4	(6)	8	0	0	0	4
うち暴力団構成員等以外		0	0	2	0	0	0	0	0	0	0

注1：対立抗争事件においては、特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争の発生から終結までを「発生事件数」1事件とし、これに起因するとみられる不法行為の合計を「発生回数」としている。

注2：18年中に発生した道仁会と九州誠道会との間の内紛や対立による襲撃事件等とみられる事件に関するものについては、（ ）内に計上した。

## トピックス

### 道仁会と九州誠道会との対立抗争の概要

道仁会においては、18年、3代目継承及び人事体制を巡って分裂し、副会長らが離脱して新たに九州誠道会を旗揚げした。その後、両組織の対立は激化し、互いに構成員に対する拳銃発砲、組事務所に対する爆発物の投てき等の不法行為を繰り返し、19年8月には、福岡県内において道仁会三代目会長が射殺される事案が発生したほか、同年11月には、佐賀県内の病院において、入院中の男

性が九州誠道会の関係者と誤って射殺される事案が発生した。

20年から22年においては、不法行為も減少し、抗争は沈静化するようにもみえたが、23年3月、道仁会傘下組織組員らが乗車する自動車に対する発砲事案が発生したのを契機に、九州誠道会傘下組織組員が射殺される事案が相次いで発生するなどし、抗争が再燃した。

警察においては、早期検挙を図るための捜査はもとより、市民への危害を防止するため、両団体の本部事務所等に対する使用禁止命令を発出するとともに、警戒活動を強化している。

## ウ 銃器発砲事件の発生状況

14年以降、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数は減少傾向にあったが、23年においては、33件と前年に比べ16件増加し、死者が5人（前年比1人減）、負傷者が7人（同4人増）となっている（図表2-8）。

これら事件は、繁華街や住宅街等市民の身近な場所で発生しており、社会にとって大きな脅威となっている。

山口組傘下組織幹部(48)が、高速道路インターチェンジの待避場において、トラブル相手の男性を拳銃で殺害しようとした事例（徳島、4月発生・5月検挙）

住吉会傘下組織幹部(56)が、自分が所属する暴力団組織の事務所、同組織の首領宅等に拳銃を発射し、これらを損壊した事例（埼玉、8月発生・検挙）

図表2-8 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生状況の推移

区分 \ 年次	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
発 砲 事 件 数 ( 件 )	112	104	85	51	36	41	32	22	17	33
うち対立抗争によるもの	21	32	19	11	0	12	3	1	0	9
死 者 数 ( 人 )	18	28	15	7	2	12	8	6	6	5
負 傷 者 数 ( 人 )	20	27	12	6	8	7	5	8	3	7

注：「暴力団等によるとみられる銃器発砲事件」とは、暴力団構成員等による銃器発砲事件及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件をいう。

## エ 拳銃押収丁数

14年以降、暴力団構成員等からの拳銃押収丁数は、減少傾向にあるが、23年中においては、123丁と前年に比べ25丁増加している（図表2-9）。

警察では拳銃押収を強化しているものの、依然として、暴力団が拳銃等を自宅や事務所以外の場所に隠すなどしている実態がうかがえる。

稲川会傘下組織幹部(41)らが、宿泊していたホテルの部屋に拳銃2丁、実包130発を隠匿していた事例（神奈川、1月押収）

山口組傘下組織幹部(41)が、自己所有のプレジャーボートに拳銃1丁、実包63発を隠匿していた事例(山口、2月押収)

山口組傘下組織幹部(53)が、自己使用の普通乗用車の後部座席下に拳銃2丁、実包4発を隠匿していた事例(宮城、3月押収)

工藤會傘下組織関係者(38)が、自宅マンションにおいて、拳銃10丁、機関銃等4丁を隠匿していた事例(福岡、6月押収)

山口組傘下組織幹部(60)が、福岡県内の自己所有の空き地等の地中に拳銃3丁、実包43発を分散して埋めて隠匿していた事例(香川、福岡、岡山、8月押収)

図表2-9 暴力団構成員等からの拳銃押収丁数の推移

区分	年次	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
押収けん銃総数(丁)		327	334	309	243	204	231	166	148	98	123
真正銃(丁)		301	308	276	216	187	223	158	129	96	112
		92.0%	92.2%	89.3%	88.9%	91.7%	96.5%	95.2%	87.2%	98.0%	91.1%
改造銃(丁)		26	26	33	27	17	8	8	19	2	11
		8.0%	7.8%	10.7%	11.1%	8.3%	3.5%	4.8%	12.8%	2.0%	8.9%

注：各下段は、押収拳銃総数に占める割合である。

#### (5) 組織的犯罪処罰法(加重処罰関係)の適用状況

14年以降、暴力団構成員等に係る組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪処罰法」という。)の加重処罰関係の規定等の適用状況については、横ばいで推移しているが、23年においては、組織的な犯罪の加重処罰を規定した第3条違反の検挙件数が6件と前年に比べて12件減少している。また、組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等を規定した第7条違反の検挙件数については、1件と前年に比べて2件減少している(図表2-10)。

第3条違反の事例としては、暴力団幹部が中心となって犯罪を組織的に敢行したり、不正権益を獲得、維持又は拡大することを目的として敢行したりしたものがみられる。

山口組傘下組織組長(45)らが、同組織の縄張り内にあるマッサージ店経営者からみかじめ料名目で現金を喝取しようとした事例(大阪、6月訴因変更)

図表2-10 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法(加重処罰)の適用状況(件数)

区分	年次	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
組織的な犯罪の加重処罰(3条)		10	13	18	26	16	16	12	17	18	6
組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等(7条)		0	1	0	0	1	0	0	2	3	1

## (6) 資金獲得犯罪の検挙状況

### ア 23年の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴

14年以降、詐欺や窃盗といったあからさまな暴力や組織の威力を示さない態様の犯罪の検挙が増加傾向にあるところ（図表2 - 1 ~ 4 参照）、23年においても詐欺、窃盗が増加している。

また、23年においては、覚せい剤取締法違反等の伝統的資金獲得犯罪、風俗関係事犯、振り込め詐欺等のほか、過払い金請求訴訟等の依頼者を広告等で集めてこれを知人弁護士に紹介して報酬を得ていた弁護士法違反事件や違法に臓器移植のドナーを仲介した事件等の検挙事例もみられ、依然として暴力団が社会経済情勢の変化に応じて多種多様な資金獲得活動を行っていることがうかがえる。

#### 【窃盗事犯】

山口組傘下組織幹部(44)らが、ナイジェリア人の解体業者と共謀し、小型クレーン車で車をつり上げて窃取しようとした事例（滋賀、4月検挙）

山口組傘下組織幹部（69）らが、国道上に保管されていた道路事務所の鋼材92枚を窃取した事例（北海道、6月検挙）

山口組傘下組織組長(61)が、銭湯の脱衣場において、他の客の現金等を盗もうと企て、合鍵を使用してロッカーを解錠しようとした事例（京都、8月検挙）

山口組傘下組織組員(34)らが、東日本大震災の津波被害を受けて従業員らが不在となったラブホテルに侵入して客室からテレビ等を窃取した事例（宮城、11月検挙）

#### 【詐欺事犯】

山口組傘下組織幹部(34)らが、自動車2台を故意に衝突させて交通事故を装い、自動車保険金を詐取した事例（宮城、2月検挙）

山口組傘下組織元幹部(39)が無職男性らを配下にして、通信教育講座の終了手続費用等を名目に振り込め詐欺を敢行した事例（愛知、北海道他、4月検挙）

山口組傘下組織幹部(41)らが、自動車購入を装って、ローン会社にオートローン契約を申し込み、同社から融資金を詐取した事例（滋賀、9月検挙）

山口組傘下組織組長(62)が、電力会社に対し、他の組織の暴力団員が同社に対して放射性物質を使用するなどした加害行為を行う旨の虚偽の情報を持ちかけ、「相談してもらえば、協力できる限り協力してやってもいい。」などと金を騙し取ろうとした事例（福岡、11月検挙）

#### 【風俗関係事犯】

山口組傘下組織組員(23)が、無許可で客に対して接待や酒類を提供するなどの風俗業を営んでいた事例（福島、1月検挙）

山口組傘下組織幹部(35)が、デリバリーヘルスを経営し、18歳未満の少女をホテル等に派遣して口淫等の淫行をさせていた事例（高知、3月検挙）

山口組傘下組織幹部(39)らが、個室型性風俗店を経営し、いわゆるヘルス嬢を勧誘していた事例（香川、5月検挙）

山口組傘下組織組員(39)らが、無許可で客に対して接待や酒類を提供するなどの風俗業を営んでいた事例(茨城、12月検挙)

【その他の事犯】

住吉会傘下組織組員(50)らが、腎不全を患っている医師に臓器移植を受けさせるため、虚偽の養子縁組をしたほか、臓器提供の対価として現金を得た事例(警視庁、6・7月検挙)

住吉会傘下組織組長(52)らが、弁護士又は弁護士法人でないにもかかわらず、過払い金返還請求訴訟等の依頼者を広告等で集め、これを知人の弁護士に紹介することを業にして報酬を得ていた事例(警視庁、9月検挙)

山口組傘下組織組員(34)が、有名ブランドに類似する商標を付した財布を販売目的で譲渡した事例(青森、12月検挙)

イ 組織的犯罪処罰法(マネー・ローンダリング関係)の適用状況

14年以降、暴力団構成員等に係る組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング関係の規定の適用状況は、増加傾向にあるところ、23年においては、犯罪収益等隠匿事件(第10条)が43件(前年比3件減)、犯罪収益等收受事件(第11条)が38件(同6件減)となっている。また、起訴前没収保全命令(第23条)の適用件数については30件(同6件減)となっている(図表2-11、12)。

犯罪収益等隠匿事件(第10条)としては、暴力団員等が他人名義の口座を使うなどして、犯罪収益等の取得等について事実を偽装している実態がうかがえる。

犯罪収益等收受事件(第11条)としては、縄張内の風俗営業店の経営者等から犯罪収益を收受するなど、暴力団がみかじめ料等名目で犯罪収益を收受している事例がみられる。

【犯罪収益等隠匿事件】

浅野組傘下組織幹部(62)が、貸金業法違反に係る犯罪収益の帰属を偽装しようと企て、顧客からの元金又は利息の支払に際して、同人が管理する他人名義の預金口座に送金させ、犯罪収益等の取得につき事実を偽装した事例(岡山、11月検挙)

【犯罪収益等收受事件】

稲川会傘下組織幹部(40)が、ゲーム機(スロット)を用いた賭博を開帳していた者から、賭博により得た犯罪収益の一部を、その情を知りながら、みかじめ料名目で收受した事例(神奈川、1月検挙)

山口組傘下組織組長(71)が、ノミ行為<sup>※</sup>をしていた同組織幹部らから、ノミ行為により得た犯罪収益の一部を、その情を知りながら、自己が犯した放置駐車違反の放置違反金を納付させることにより收受した事例(大阪、5月検挙)

山口組傘下組織組員(36)が、風俗営業店の経営者から、売春の周旋をしたことにより得た犯罪収益の一部を、その情を知りながら、みかじめ料名目で收受した事例(茨城、10月検挙)

注：いわゆる公営競技関係4法(競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競争法)の各違反をいう。

図表 2 - 11 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）  
の適用状況（件数）

区分	年次	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
犯罪収益等隠匿(10条)		9	25	29	21	18	35	41	49	46	43
犯罪収益等收受(11条)		7	10	11	27	35	25	21	41	44	38
起訴前の没収保全命令(23条)		4	3	5	0	3	7	21	23	36	30

図表 2 - 12 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）  
の適用状況（前提犯罪の内訳・件数）

前提犯罪の罪種名	10条	11条	23条	合計
貸金業法・出資法違反	15	1	6	22
詐欺	12	5	1	18
売春防止法・児童福祉法違反		10	4	14
盗品等有償譲受け等		11		11
わいせつ物頒布等	5	1	4	10
常習賭博等		3	7	10
窃盗	5	3	1	9
労働者派遣業法違反	1		4	5
公正証書原本不実記載等		1	1	2
薬事法違反	2			2
風営法違反			2	2
公営競技関係4法違反			2	2
強盗		1		1
恐喝	1			1
著作権法違反	1			1
破産法違反	1			1
合計	43	38	30	111

競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法、モーターボート競争法の各違反をいう。

## ウ 伝統的資金獲得犯罪

14年以降、伝統的資金獲得犯罪（覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及び公営競技関係4法違反（競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反をいい、以下「ノミ行為等」という。）の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合は、30%台で推移しており、その割合は、刑法犯・特別法犯の総検挙人員のうち暴力団構成員等の占める割合が6から7%台で推移していることを考慮すれば、高いといえる（図表2-14）。

23年における伝統的資金獲得犯罪に係る暴力団構成員等の検挙人員は、8,680人（前年比62人減）で、暴力団構成員等の総検挙人員の33.0%（同1.0ポイント減）を占めており、依然として、伝統的資金獲得犯罪が暴力団の有力な資金源となっていることがうかがえる。

なお、罪種別では、覚せい剤取締法違反及びノミ行為等が前年に比べていずれも増加している一方、恐喝及び賭博がいずれも減少している（図表2-13）。

山口組傘下組織関係者(59)らが、組織的に実質的破綻状態にあるホテルグループの会員制リゾート

ートクラブの施設利用預託金名下等により金員を詐取した事例（警視庁、2月検挙）

住吉会傘下組織幹部(47)が、知人男性らをいわゆる運び屋として使い、覚醒剤を土産物の中に隠して飛行機で密輸させるなどした事例（福岡・熊本、4月検挙）

山口組傘下組織組長(59)らが、競馬や競艇の「ヤミ券売場」を開設し、組織ぐるみでノミ行為を敢行した事例（大阪、10月検挙）

山口組傘下組織幹部(45)が、東日本大震災の義援金入金が発着してシステム障害が発生した銀行において、預金者に口座の残高確認をせずに支払措置が講じられていることに乗じて、あたかも口座に残高があるように装って現金を詐取した事例（警視庁、10月検挙）

図表 2 - 13 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
暴力団構成員等の総検挙人員（人）		30,824 (9,907)	30,550 (10,110)	29,325 (9,180)	29,626 (8,725)	28,417 (8,471)	27,169 (7,766)	26,064 (7,197)	26,503 (6,776)	25,686 (6,216)	26,269 (5,982)
うち伝統的資金獲得 犯罪検挙人員（人）		11,398 (3,439)	10,128 (3,385)	9,379 (3,054)	10,467 (3,083)	9,412 (2,749)	9,275 (2,565)	8,517 (2,344)	8,921 (2,270)	8,742 (2,222)	8,680 (2,010)
割合（%）		37.0 (34.7)	33.2 (33.5)	32.0 (33.3)	35.3 (35.3)	33.1 (32.5)	34.1 (33.0)	32.7 (32.6)	33.7 (33.5)	34.0 (35.7)	33.0 (33.6)
覚せい剤		6,699 (1,896)	6,016 (1,786)	5,412 (1,514)	6,810 (1,688)	6,043 (1,445)	6,319 (1,403)	5,735 (1,181)	6,153 (1,286)	6,283 (1,313)	6,513 (1,207)
恐喝		2,954 (1,325)	3,092 (1,462)	2,808 (1,358)	2,619 (1,232)	2,523 (1,197)	2,175 (1,005)	2,013 (1,006)	1,800 (799)	1,684 (802)	1,559 (741)
賭博		1,374 (117)	780 (72)	837 (90)	845 (97)	685 (66)	648 (107)	639 (107)	789 (133)	652 (81)	405 (26)
ノミ行為等		371 (101)	240 (65)	322 (92)	193 (66)	161 (41)	133 (50)	130 (50)	179 (52)	123 (26)	203 (36)

注：（ ）内は、暴力団構成員等の検挙人員のうち、暴力団構成員の検挙人員を指す。



図表 2-14 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員とその占める割合の推移

区分	年次	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
伝統的資金獲得犯罪の合計		11,398	10,128	9,379	10,467	9,412	9,275	8,517	8,921	8,742	8,680
暴力団構成員等が占める割合		40.9%	40.3%	44.6%	48.2%	50.0%	49.6%	50.5%	52.2%	51.2%	53.6%
覚せい剤		6,699	6,016	5,412	6,810	6,043	6,319	5,735	6,153	6,283	6,513
暴力団構成員等が占める割合		40.2%	41.3%	44.5%	51.4%	52.6%	53.1%	52.7%	53.3%	52.9%	55.3%
恐喝		2,954	3,092	2,808	2,619	2,523	2,175	2,013	1,800	1,684	1,559
暴力団構成員等が占める割合		33.5%	36.2%	39.8%	40.7%	43.7%	43.0%	45.0%	45.4%	44.8%	46.9%
賭博		1,374	780	837	845	685	648	639	789	652	405
暴力団構成員等が占める割合		71.3%	45.2%	58.9%	47.7%	49.7%	42.4%	47.0%	57.3%	49.7%	44.9%
ノミ行為等		371	240	322	193	161	133	130	179	123	203
暴力団構成員等が占める割合		77.5%	78.2%	83.0%	83.5%	87.0%	65.2%	77.4%	87.7%	96.9%	97.6%

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、伝統的資金獲得犯罪（各罪種）の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

(参考) 刑法犯・特別法犯総検挙人員において暴力団構成員検挙人員が占める割合

区分	年次	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
総検挙人員		412,175	453,089	465,470	465,713	467,397	452,116	420,346	415,076	399,998	378,201
うち暴力団構成員等の検挙人員		30,824	30,550	29,325	29,626	28,417	27,169	26,064	26,503	25,686	26,269
暴力団構成員等が占める割合		7.5%	6.7%	6.3%	6.4%	6.1%	6.0%	6.2%	6.4%	6.4%	6.9%

エ 企業活動を利用した資金獲得犯罪

暴力団は、実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を通じたり、暴力団を利用する企業と結託したりして、金融業、建設業等の各種事業活動に進出し、暴力団の威力を背景としつつも一般の経済取引を装い、様々な犯罪を引き起こしている。

(7) 金融業

暴力団は、無登録で貸金業を営み、高金利で貸し付けるなど、いわゆる「ヤミ金融」を営み、資金獲得を図っている実態がうかがえる（図表 2-15、16）。

- 山口組傘下組織幹部(41)が、無登録で貸金業を営み、法定の利息を超える利息を受領する約束をした事例（警視庁、4月検挙）
- 山口組直系組長(52)が、業として金銭貸付を行うに当たり、法定の利息を超える利息を受領した事例（和歌山、6月検挙）
- 稲川会傘下組織幹部(32)らが、業として金銭貸付を行うに当たり、法定の利息を超える利息を受領した事例（岩手、10月検挙）
- 山口組傘下組織組長(44)が、業として金銭貸付を行い、法定の利息を超える利息を受領しようとした事例（大分、11月検挙）
- 山口組傘下組織組員(22)らが、出会い系サイトを利用し、18歳未満の少女をホテル等に派遣して組織的に売春をさせていた事例（長崎、2月検挙）
- 道仁会傘下組織組員(35)が、無許可で客に対して接待や酒類を提供するなどの風俗業を営ん

図表 2 - 15 貸金業法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
暴力団構成員等の検挙人員	52	130	129	72	96	125	130	104	116	80
うち暴力団構成員の検挙人員	23	63	53	29	39	46	50	42	46	22
暴力団構成員等が占める割合	38.5%	45.8%	42.7%	32.0%	36.4%	33.1%	40.9%	37.8%	39.2%	37.9%

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、貸金業法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

図表 2 - 16 出資法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
暴力団構成員等の検挙人員	68	258	160	90	93	115	126	89	74	104
うち暴力団構成員の検挙人員	25	77	46	35	29	23	36	29	18	18
暴力団構成員等が占める割合	25.3%	34.3%	24.4%	20.7%	22.6%	21.5%	25.5%	22.5%	25.1%	34.2%

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、いわゆる出資法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

### (イ) 建設業

暴力団は、自ら建設業を営んだり、建設業者と結託するなどして、公共工事等への参入を図っている実態がうかがえる。

暴力団関係企業の代表者(47)らが、地方自治体発注の建設工事の入札に関し、あらかじめ落札予定業者を決めた上、高値で落札する協定を主導し、談合した事例（岡山、5月検挙）

極東会傘下組織幹部(54)が、自らが実質経営する建設会社について、妻を経営者とする旨の虚偽の申請を行って建設業許可の更新を受けていた事例（山形、9月検挙）

### (ウ) 労働者派遣事業

暴力団は、労働者派遣事業を営み、建設現場等へ労働者を違法に派遣し、不正な収益を得ている実態がうかがえる。

山口組傘下組織幹部(41)が、労働者を工事現場におけるブロック積み作業等の建設業務に派遣させ、禁止業務について労働者派遣事業を行った事例（山口、1月検挙）

山口組傘下組織幹部(51)が、労働者を工事現場における足場組立て等の建設業務に派遣させ、禁止業務について労働者派遣事業を行った事例（北海道、11月検挙）

工藤會傘下組織組長の妻が役員を勤める建設会社が、雇用する従業員を原子力発電所の維持改修の工事に従事する労働者として供給した事例（福岡、24年1月検挙）

### (I) 風俗営業

暴力団は、無許可で、飲食店等の風俗営業を営むほか、暴力団と共生する者と共謀して繁華街等の風俗営業店に介入し、売春等の違法行為で得た犯罪収益等を資金源としている実態がうかがえる。

山口組傘下組織組員(22)らが、出会い系サイトを利用し、18歳未満の少女をホテル等に派遣して組織的に売春をさせていた事例(長崎、2月検挙)

道仁会傘下組織組員(35)が、無許可で客に対して接待や酒類を提供するなどの風俗業を営んでいた事例(佐賀、8月検挙)

山口組傘下組織幹部(35)らが、デリバリーヘルスを経営し、18歳未満の少女を客の自宅に派遣して客と性交させていた事例(青森、10月検挙)

## オ 企業対象暴力及び行政対象暴力

23年における暴力団構成員等、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロによる企業対象暴力並びに行政対象暴力事犯の検挙件数は509件(前年比47件増)となっている。このうち、企業対象暴力事犯は370件(同21件増)、行政対象暴力事犯は139件(同26件増)となっている。

また、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロの検挙人員は248人(前年比52人減)、検挙件数は176件(同53件減)であった。

### (7) 企業対象暴力

暴力団構成員等反社会的勢力が、依然として、企業に対して威力を示すなどして、不当な要求を行っている実態がうかがえる。

また、23年中においては、建設関連会社役員を会社法違反(利益供与要求)で検挙した事例もみられる(図表2-17)。

山口組弘道会傘下幹部(61)らが、病院の改修工事を受注した建設会社の社員に対し、自らが実質的に経営する建設会社社に下請工事を発注するよう脅迫した事例(福岡・長崎、3月検挙)

建設関連会社役員(63)が、大手ゼネコンから下請け参入の継続を断られたことから、継続を要求する文書を送りつけるなどした事例(警視庁、10月検挙)

図表2-17 会社法(旧商法)違反事件の検挙件数の推移

区分	年次	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
利益受供与		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0
利益供与要求		3	1	2	3	3	2	2	2	2	1

注1:ここでいう会社法(旧商法)違反は、利益受供与、利益供与要求によるものである。

注2:検挙件数は、特定の期間における特定の会社を背景とした利益受供与等を1事件と計上している。例えば、一つの会社において、特定の期間における数回にわたる数人の者による利益受供与は、1事件と計上する。

### (1) 行政対象暴力

暴力団構成員等反社会的勢力が、依然として、行政に対して不当要求を行っている実態がうかがえる。

弘道会傘下組織幹部(55)らが、県職員に対し、建設業者に対する行政指導を行わなければ、その名誉等にいかなる危害を加えかねない氣勢を示して脅迫した事例(大分、1月検挙)

弘道会傘下組織幹部(37)らが、不正に入手した公共職業安定所発行の就職安定資金融資対

象者証明書等を銀行に提出し、就職安定資金融資制度に基づく融資金を詐取した事例（熊本、2月検挙）

会津小鉄会傘下組織組員(33)が、銀行から県の中小企業振興資金融資制度による融資金名下に金を詐取しようと企て、不正に取得した建設業許可通知と自己が反社会的勢力に該当しないことを確約する旨記載された契約書等を提出し、融資金を詐取した事例（滋賀、7月検挙）

山口組傘下組織組長(66)が、自己や家族が暴力団員でないことを貸付条件とする東日本大震災の被災者を対象にした県社会福祉協議会の貸付制度に自己が暴力団員であることを隠して申し込み、融資金を詐取した事例（福島、9月検挙）

## カ 金融・不良債権関連事犯

23年における暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙件数は54件（前年比19件増）である。このうち、融資過程におけるものは45件（同12件増）、債権回収過程におけるものは9件（同7件増）である。

14年以降、金融・不良債権関連事犯の検挙件数は減少傾向にあったものの、21年から融資過程に係る事犯が増加傾向に転じており、暴力団が融資制度を悪用し、金融機関から多額の現金を詐取しようとしている実態がうかがえる（図表2 - 18）。

山口組直系組織幹部(67)らが、所有するマンションの競売開始決定がなされたため、裁判所執行官に対し、虚偽の賃貸借契約締結を申し立て、公正な競売を妨害した事例（大阪、2月検挙）

山口組直系組長(50)が、内妻名義の住宅を購入するに当たり、会社役員と共謀の上、内妻に稼働事実がないのに、同役員の会社で稼働しているように装って住宅ローンを申し込み、融資金を詐取した事例（大阪、5月検挙）

弘道会直系組長(32)が会社役員と共謀の上、住宅ローン融資名下に現金を得ようとして、同会社に稼働事実があるかのように装うなどして融資を申込み、融資金を詐取した事例（愛知、9月検挙）

図表2 - 18 暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯検挙件数の推移

区分 \ 年次	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
融資過程	9	13	11	12	14	15	12	39	33	45
債権回収過程	63	63	43	38	21	10	6	6	2	9
合計	75	76	55	51	36	25	18	45	35	54

注1：「融資過程」とは「融資過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注2：「債権回収過程」とは「債権回収過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注3：平成14年の合計には「その他の金融機関の役職員による犯罪」を3件、また、平成16年、平成17年及び平成18年の合計にはそれぞれ1件を含む。

## 4 暴力団対策法の施行状況等

### (1) 指定状況

23年中における暴力団の指定状況は次のとおりである。なお、23年末現在、22団体が指定暴力団として指定されている（図3-1）。

- ア 2月24日、三代目狭道会が広島県公安委員会により第7回の指定を受けた。
- イ 2月24日、太州会が福岡県公安委員会により第7回の指定を受けた。
- ウ 2月24日、九州誠道会が福岡県公安委員会により第2回の指定を受けた。
- エ 5月19日、八代目酒梅組が大阪府公安委員会により第7回の指定を受けた。
- オ 7月15日、極東会が東京都公安委員会により第7回の指定を受けた。
- カ 7月28日、二代目東組が大阪府公安委員会により第7回の指定を受けた。

### (2) 行政命令の発出状況

#### ア 中止命令

平成14年以降、中止命令の発出件数については、減少傾向にあるところ、23年においては、2,064件で、前年に比べ66件減少している（図表3-2）。暴力団対策法施行後の中止命令の累計は、39,111件となっている。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが1418件（前年比55件減）と全体の68.7%を、加入強要、脱退妨害（16条）に対するものが320件（同60件減）と全体の15.5%を占めている（図表3-3）。

暴力的要求行為（9条）に対する中止命令の発出件数を条項別にみると、不当贈与要求（2号）に対するものが723件（同11件減）、みかじめ料要求（4号）に対するものが169件（同10件増）、用心棒料等要求（5号）に対するものが355件（同24件減）となっている。

加入強要、脱退妨害（16条）に対する中止命令の発出件数を条項別にみると、少年に対する加入強要・脱退妨害（1項）が21件（同22件減）、威迫による加入強要・脱退妨害（2項）が262件（同46件減）となっている。

団体別では、主要3団体のうち、山口組に対するものが795件（同36件減）と最も多く、全体の38.5%を占め、次いで稲川会327件（同14件増）、住吉会316件（同53件減）の順となっている（図表3-3）。

山口組傘下組織組員(26)が、脱退を表意した組員に対し、「お前勝手にそんなこと、通用すると思っとるんか。」などと告げて威迫して、脱退を妨害したことから、これを継続してはならない旨を命じた事例（静岡、1月）

山口組傘下組織組員(45)が、東日本大震災で被災した知人男性及びその家族を自宅に寄宿させ、扶養代名目で現金を徴収していたところ、同男性らから、「金が払えないので、避難所に戻る。」旨を告げられるや、「なめてんのか、この野郎。有り金、全部置いていけ。」等と告げて、山口組の威力を示して、金品その他の財産上の利益の贈与をみだりに要求したことから、

その要求を継続してはならない旨を命じた事例（宮城、6月）

山口組傘下組織組員(41)が、これまでもみかじめ料の要求をしていた縄張内の露天弁当販売業者に対し、「どうや、儲かってまっか。また、うちと今月も頼みませ。」等と告げて、営業を営むことを容認する対償として金品その他の財産上の利益の供与を要求したことから、その要求をしてはならない旨を命じた事例（大阪、7月）

稲川会傘下組織組員(25)が、縄張内の飲食店経営者に対し、「こころ辺を預かる 組のだ。店をやるなら2万円払え。あさってまでに返事しろ。」等と告げて、営業を営むことを容認する対償として金品その他の財産上の利益の供与を要求したことから、その要求をしてはならない旨を命じた事例（神奈川、10月）

図表3 - 2 行政命令の発出件数の推移

区分 \ 年次	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
中止命令	2,599	2,609	2,717	2,668	2,488	2,427	2,270	2,119	2,130	2,064
再発防止命令	141	114	161	112	128	110	86	65	85	93
防止命令	-	-	-	-	-	-	3	0	8	5
禁止命令	-	-	-	-	-	-	61	30	8	14
事務所使用制限命令	0	6	0	1(1)	0	0	0	0	0	27(1)

注：括弧内は撤回した仮命令の件数を外数で示している。事務所使用制限に係る仮命令を発出したところ、事務所が撤去されたことから、撤回したものである。

## イ 再発防止命令

14年以降、再発防止命令の発出件数については、減少傾向にあるところ、23年においては、93件で、前年に比べて8件増加している（図表3 - 2）。暴力団対策法施行後の再発防止命令の累計は、1,569件となっている。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが75件（同14件増）と全体の80.6%を、加入強要、脱退妨害（16条）に対するものが14件（同5件減）と全体の15.1%を占めている（図表3 - 3）。

暴力的要求行為（9条）に対する再発防止命令の発出件数を条項別にみると、不当贈与要求（2号）に対するものが27件（同増減なし）、みかじめ料要求（4号）に対するものが12件（同2件減）、用心棒料等要求（5号）に対するものが24件（同9件増）となっている。

加入強要、脱退妨害（16条）に対する再発防止命令の発出件数を条項別にみると、少年に対する加入強要・脱退妨害（1項）が1件（同2件減）が、威迫による加入強要・脱退妨害（2項）が13件（同3件減）となっている。

団体別では、山口組に対するものが39件（同4件増）と最も多く、全体の41.9%を占め、次いで稲川会17件（同10件減）、住吉会10件（同1件減）の順となっている（図表3 - 3）。

住吉会傘下組織組員(42)が、縄張内の飲食店経営者に対し、「俺は 会の者だ。店で何か

あれば俺らが駆け付けるから、毎月1万円支払ってくれないか。」等と住吉会の威力を示して用心棒代を要求するなどの暴力的要求行為をしたことから中止命令を発出していたものであるが、他の料理店に対しても同様の要求を行ったことから、1年間、更に反復してこれと類似の暴力的要求行為をしてはならない旨を命じた事例（千葉、3月）

山口組傘下組織幹部(34)が、脱退を表意した組員に対し、電話で、「おめえ、何だ。ちょっと待てえ。勝手なこと言っとんなよ。」等と威迫してこれを妨害したことから中止命令を発出していたものであるが、他の組員の脱退をも妨害したことから、1年間、更に反復して同様の行為をしてはならない旨を命じた事例（愛知、5月）

住吉会傘下組織幹部(76)が、これまでみかじめ料の支払いを受けていた縄張内のパチンコ店の店長から、みかじめ料の支払いを拒絶されるや、「領収証も切ってきた。両替機に10万、20万の現金はあるだろう。」などと告げて、営業を営むことを容認する対償として金品その他の財産上の利益の供与を要求したことから中止命令を発出していたものであるが、他の飲食店に対しても「お付き合い代として5万円支払え。」などと同様の要求を行ったことから、1年間、更に反復してこれと類似の暴力的要求行為をしてはならない旨を命じた事例（茨城、9月）

山口組傘下組織組員(44)が、縄張内の飲食店経営者に対し、「これは5,000円の漬け物やけど、2万円で買ってくれ。買って貰ったら、あんたが今後誰かともめても何とか助けたるさかい。」等と告げて、日常業務に用いる漬け物を購入することを要求したことから中止命令を発出していたものであるが、他の飲食店に対しても同様の要求を行ったことから、1年間、更に反復してこれと類似の暴力的要求行為をしてはならない旨を命じた事例（京都、9月）

## ウ 防止命令

23年における防止命令の発出件数は5件で、前年に比べ3件減少している（**図表3 - 2**）。

団体別では、山口組に対するものが3件、工藤會に対するものが2件となっている（**図表3 - 3**）。

北九州市民緊急暴力追放決起大会参加者の代表者が、工藤會会館の撤去請求をしたことから、当該請求の相手方である同會会長(64)、同會幹部(54)に対し、1年間、請求者又はその配偶者等を監視するなど、請求者に不安を覚えさせるような方法でこれを妨害してはならない旨を命じた事例（福岡、3月）

山口組傘下組織組員の不法行為により被害を受けた者が、その被害の回復について責任を負うべき山口組組長(69)らに対して損害賠償請求訴訟を提起したことから、当該請求の相手方である同組組長に対し、1年間、請求者又はその配偶者等に危害を加える方法やその他不安を覚えさせるような方法で妨害してはならない旨を命じた事例（兵庫、4月）

山口組傘下組織組員の不法行為により被害を受けた者が、その被害の回復について責任を負うべき山口組組長(69)らに対して損害賠償請求訴訟を提起したことから、当該請求の相手方である同組組長らに対し、1年間、請求者又はその配偶者等に危害を加える方法やその他不安を

覚えさせるような方法で妨害してはならない旨を命じた事例（愛知、8月）

## エ 禁止命令

23年における禁止命令の発出件数は14件で、前年に比べ6件増加している（**図表3 - 2**）。

団体別では、山口組に対するものが11件、親和会に対するものが2件、九州誠道会に対するものが1件となっている（**図表3 - 3**）。

14年に親和会と山口組傘下組織との間で発生した対立抗争に関して、親和会会長(53)に対し、刑に処せられている親和会幹部(43)に対する出所祝い、放免祝い、慰労金その他名目のいかんを問わず、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨、また、同親和会幹部(43)に対し、同会の暴力団員から出所祝い、放免祝いその他名目のいかんを問わず、金品その他の財産上の利益の供与を受けてはならない旨を命じた事例（香川、3・4月）

15年に山口組傘下組織と住吉会傘下組織との間で発生した対立抗争に関して、山口組組長(69)に対し、殺人等で刑に処せられている山口組傘下組織幹部(37)らに対する出所祝い、放免祝い、慰労金その他名目のいかんを問わず、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を命じた事例（栃木、4月）

13年に山口組傘下組織間で発生した内部抗争に関して、拳銃を発砲するなどの暴力行為を敢行した山口組傘下組織組員(43)に対し、同組織の暴力団員から出所祝い、放免祝い、慰労金その他名目のいかんを問わず、金品その他の財産上の利益を供与を受けてはならない旨を命じた事例（鳥取、8月）

## オ 事務所使用制限命令

23年中は、道仁会と九州誠道会との対立抗争再燃に伴い、4月、5月、8月、11月及び12月、福岡、佐賀、長崎及び熊本において、道仁会本部事務所及び同傘下組織事務所等8か所、九州誠道会本部事務所及び同傘下組織事務所4か所のそれぞれの管理者に対し、計27件の事務所使用制限命令を発出した。団体別では、道仁会に対するものが17件、九州誠道会に対するものが10件となっている。

なお、同命令は、17年の親和会と山口組傘下組織との対立抗争発生以来の発出となる（**図表3 - 2**）。

### (3) 命令違反事件の検挙状況

23年における命令違反事件の検挙件数は12件で、前年に比べ6件増加している（**図表3 - 3**）。

山口組傘下組織組員(29)が、元暴走族構成員を通じて知り合った男性に対し、山口組の威力を示して、暴走族の用心棒料名目で金品その他の財産上の利益の贈与をみだりに要求することを要求したことなどから、同組員に対し、1年間、準暴力的要求行為をすることを要求し、依頼し、唆してはならない旨の再発防止命令を発出したが、同組員が、今度は他の男性に対し、



用心棒料の徴収を要求したことから、再発防止命令違反としてこれを検挙した事例（愛知、6月検挙）

工藤會傘下組織組員(21)が、北九州市内に住む少年に対し、工藤會の威力を示して、みだりに金品等の贈与を要求したことなどから、同組員に対し、1年間、更に反復してこれと類似の暴力的要求行為をしてはならない旨の再発防止命令を発出したが、同組員が、今度は他の者に対し、車の修理代金名目で現金の贈与を要求したことから、再発防止命令違反としてこれを検挙した事例（福岡、8月検挙）

# 指定暴力団一覽表(22団体)

<p><b>六代目山口組</b> 兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1 篠田 建市 1都1道2府41県 約15,200人</p> 	<p><b>稲川会</b> 東京都港区六本木7-8-4 辛 炳圭 1都1道17県 約4,000人</p> 	<p><b>住吉会</b> 東京都港区赤坂6-4-21 西口 茂男 1都1道1府16県 約5,600人</p> 
<p><b>五代目工藤會</b> 福岡県北九州市小倉北区神岳1-1-12 野村 悟 3県 約600人</p> 	<p><b>四代目旭琉会</b> 沖縄県那覇市首里石嶺町4-301-6 花城 松一 県内 約200人</p> 	<p><b>沖縄旭琉会</b> 沖縄県那覇市辻2-6-19 富永 清 県内 約310人</p> 
<p><b>六代目会津小鉄会</b> 京都府京都市下京区東高瀬川筋上ノ口上る岩滝町176-1 馬場 美次 1道1府 約360人</p> 	<p><b>五代目共政会</b> 広島県広島市南区南大河町18-10 守屋 輯 県内 約260人</p> 	<p><b>七代目合田一家</b> 山口県下関市竹崎町3-13-6 金 教煥 3県 約160人</p> 
<p><b>四代目小桜一家</b> 鹿児島県鹿児島市甲突町9-1 平岡 喜榮 県内 約100人</p> 	<p><b>四代目浅野組</b> 岡山県笠岡市笠岡615-11 森田 文靖 2県 約120人</p> 	<p><b>道仁会</b> 福岡県久留米市京町247-6 小林 哲治 4県 約810人</p> 
<p><b>二代目親和会</b> 香川県高松市塩上町2-14-4 吉良 博文 県内 約50人</p> 	<p><b>双愛会</b> 千葉県市原市潤井戸1343-8 塩島 正則 2県 約220人</p> 	<p><b>三代目俠道会</b> 広島県尾道市山波町3025-1 渡邊 望 6県 約160人</p> 
<p><b>太州会</b> 福岡県田川市大字弓削田1314-1 日高 博 県内 約170人</p> 	<p><b>八代目酒梅組</b> 大阪府大阪市西成区太子1-3-17 南 與一 府内 約70人</p> 	<p><b>極東会</b> 東京都豊島区西池袋1-29-5 曹 圭化 1都1道13県 約1,000人</p> 
<p><b>二代目東組</b> 大阪府大阪市西成区山王1-11-8 滝本 博司 府内 約170人</p> 	<p><b>松葉会</b> 東京都台東区西浅草2-9-8 荻野 義朗 1都1道8県 約1,100人</p> 	<p><b>三代目福博会</b> 福岡県福岡市博多区千代5-18-15 金 寅純 4県 約270人</p> 
<p><b>九州誠道会</b> 福岡県大牟田市上官町2-4-2 朴 政浩 1都5県 約350人</p> 	<p>〔凡例〕 主たる事務所の所在地 代表する者(代表する者に代わるべき者を含む。) 勢力範囲 構成員数</p>	

注1 各指定暴力団の名称及び表中の については平成24年2月3日現在のもの、 については平成23年末のものである。

注2 平成23年末における全暴力団構成員数(約32,700人)に占める指定暴力団構成員数(約31,300人)の比率は95.7%である。

図表3-3 平成23年における中止命令等適用状況

形態別

形態別	区分	中止命令	その他の命令	
9条	1号	人の弱みにつけ込む金品等要求行為	14	0
	2号	不当贈与要求行為	723	27
	3号	不当下請等要求行為	5	0
	4号	みかじめ料要求行為	169	12
	5号	用心棒料等要求行為	355	24
	6号	高利債権取立行為	36	8
	6号の2	不当債権取立行為	24	2
	7号	不当債務免除要求行為	68	2
	8号	不当貸付等要求行為	11	0
	9号	不当信用取引要求行為	0	0
	10号	不当自己株式買取等要求行為	0	0
	11号	不当地上げ行為	0	0
	12号	競売等妨害行為	0	0
	13号	不当示談介入行為	1	0
	14号	因縁を付けての金品等要求行為	11	0
	15号	不当許認可等要求行為	1	0
	16号	不当許認可等排除要求行為	0	0
	17号	不当入札参加要求行為	0	0
	18号	不当入札排除要求行為	0	0
	19号	不当公共工事契約排除要求行為	0	0
20号	不当公共工事下請等あっせん要求行為	0	0	
	小計	1,418	75	
10条	1項	暴力的要求行為の要求等	-	0
	2項	暴力的要求行為の現場立会援助	315	-
	小計	315	0	
12条の2	指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為	-	0	
12条の3	準暴力的要求行為の要求等	-	4	
12条の5	準暴力的要求行為	0	0	
15条	1項	指定暴力団相互の対立抗争	-	27
	2項	指定暴力団内部の対立抗争	-	0
	小計	-	27	
16条	1項	少年に対する加入強要・脱退妨害	21	1
	2項	威迫による加入強要・脱退妨害	262	13
	3項	密接関係者に対する加入強要・脱退妨害	37	0
	小計	320	14	
17条	加入の強要の命令等	-	0	
20条	指詰めの強要等	8	0	
24条	少年に対する入れ墨の強要等	1	0	
29条	事務所における禁止行為	2	-	
30条の2	損害賠償請求等の妨害	0	5	
30条の5	暴力行為の賞揚等	-	14	
	合計	2,064	139	

「その他の命令」のうち、15条は事務所使用制限命令、30条の2は防止命令、30条の5は禁止命令で、これら以外は、再発防止命令のことである。

団体別

団体別	区分	中止命令	再発防止命令	防止命令	禁止命令
六代目山口組		795	39	3	11
稲川会		327	17	0	0
住吉会		316	10	0	0
五代目工藤會		10	3	2	0
四代目旭琉会		3	0	0	0
沖繩旭琉会		14	0	0	0
六代目会津小鉄会		8	0	0	0
五代目共政会		3	0	0	0
七代目合田一家		1	0	0	0
四代目小桜一家		1	0	0	0
四代目浅野組		7	0	0	0
道仁会		17	2	0	0
二代目親和会		1	0	0	2
双愛会		28	3	0	0
三代目俠道会		2	0	0	0
太州会		26	3	0	0
八代目酒梅組		0	0	0	0
極東会		80	6	0	0
二代目東組		22	1	0	0
松葉会		72	7	0	0
三代目福博会		13	1	0	0
九州誠道会		12	1	0	1
指定暴力団構成員以外		306	0	0	0
	合計	2,064	93	5	14

現時点における団体の名称としている。

## 5 暴力団排除条例の施行状況等

### (1) 条例の制定及び施行

各地方自治体が、暴力団排除条例の制定に向けた取組を推進した結果、7月までに全都道府県（23年中20都県）において制定され、10月までに全て施行された。

なお、9月に佐賀、10月に福岡、12月に長崎において、それぞれの県の暴力団情勢を踏まえた改正が行われた。

都道府県レベルの条例には、

公共の事務・事業からの暴力団排除の措置

暴力団関連情報の提供、警察による保護措置等の市民・事業者に対する支援実施

青少年に対する暴力団排除教育の実施

学校等の周辺200メートル区域内の暴力団事務所の新規開設・運営の禁止

暴力団の威力利用目的で行う、又は暴力団の活動や運営を助長する暴力団員等への利益供与の禁止

契約時、契約内容が暴力団の活動を助長するおそれがある場合、相手方が暴力団員等でないことを確認し、また、契約書等に暴力団排除条項を盛り込む努力義務

不動産が暴力団事務所に利用されることを知って取引することの禁止

等が盛り込まれているほか、各都道府県の暴力団情勢等に応じた規定が設けられている（下表参照）。

主な条例（制定月、施行月）	主な条例の特徴的な規定
「東京都暴力団排除条例」 （3月、10月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 祭礼等からの暴力団の排除</li> <li>・ 暴力団排除活動等を威迫、つきまとい等の不安を覚えさせるような方法を用いて妨害することの禁止</li> <li>・ 暴力団員が青少年を暴力団事務所に立ち入らせることの禁止</li> <li>・ 暴力団員が他人の名義を利用し、又は都民等が暴力団員に自己の名義を利用させることの禁止</li> <li>・ 暴力団員等に対する一定の利益供与や名義貸しの違反事実を自ら進んで警察に自己申告し、以後違反を行わない旨の意思を示した誓約書を提出した事業者を制裁手続の適用から除外 等</li> </ul>
「福岡県暴力団排除条例」 （改正） （10月、24年2月等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暴力団事務所において青少年に対する有害行為が行われた場合は暴力団事務所の使用制限命令が発出可能（開設・運営禁止区域内の暴力団事務所の場合は廃止命令）</li> <li>・ 暴力団員が青少年を暴力団事務所に立ち入らせることの禁止</li> <li>・ 暴力団員が他人の名義を利用し、又は県民等が暴力団員に自己の</li> </ul>

名義を利用させることの禁止

- ・ 標章を掲示した営業所への暴力団員の立入禁止

なお、市町村レベルでは、三重、滋賀、和歌山、山口、愛媛、高知、大分及び宮崎の8県の県内全市町村で制定（福岡は22年6月までに制定済み）されたほか、「府中市暴力団排除条例」のように、刑務所出所者の出迎え等について市長が警察署長に対して市民等の安全・平穏な生活を確保するための必要な措置を講ずるよう要請できる旨の特徴的な規定を導入したのもみられる。

## (2) 条例の適用状況

各都道府県では、条例に基づいた勧告等を実施している。23年における実施件数は、勧告が62件（公表2件を含む）、指導が5件、中止命令が2件、検挙が3件となっている（22年中は勧告が5件）。

松葉会傘下組織組長を支援する事業者団体の会員らが、同組長らに対し、飲食店内で開催された親睦会において、暴力団の活動又は運営に協力する目的で現金を供与していたことから、当該会員、同組長及び親睦会の場所を提供した飲食店店長らに対し、勧告を実施した事例（群馬、4月）

稲川会傘下組織組員らが、20歳未満の少年であることを知った上で、少年2名を正当な理由なく自己が活動の拠点とする暴力団事務所に立ち入らせたことから、同組員らに対し、中止命令を発出した事例（神奈川、6月）

建設会社の代表取締役が、山口組傘下組織組長に仲介を依頼し、暴力団の威力を利用して解体工事の契約を取り、謝礼に現金を供与したことから、当該代表取締役と組長に勧告を実施した事例（大阪、8月）

デリバリーヘルスの経営者が、客とのトラブル等の解決を依頼する目的で、山口組傘下組織幹部に、毎月、用心棒代名目で現金を供与していたことから、同経営者と幹部に勧告を実施した事例（長野、11月）

造園業者が、極東会傘下組織が資金源としている観葉植物リース業務を代行し、その縄張内の飲食店等における植物の交換や代金回収をするなど、同組織に利益を供与していたことから、当該造園業者と当該組織の責任者の幹部に勧告を実施した事例（警視庁、12月）

## 6 社会全体による暴力団排除の推進

### (1) 公共部門における暴力団排除活動

#### ア 公共事業等からの暴力団排除

警察においては、国及び地方自治体等と連携を密にし、暴力団の維持・運営に協力していた建設業者等を指名除外等により各種入札・契約から排除している。

#### (ア) 国における取組

第8回犯罪対策閣僚会議（18年12月開催）において、「公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化」及び「暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度の導入」を政府として進めることとされた。

さらに、第14回犯罪対策閣僚会議（21年12月開催）において、これら2つの排除方策に加え、公共工事以外の公共事業等についても、入札参加者から暴力団員等を除外し、契約書に暴力団排除条項（下請契約、再委託契約等に係るものも含む。）を盛り込むこと（「あらゆる公共事業等からの暴力団排除」）、関係省庁が民間工事等に関係する業界においても、からまでと同様の取組が講じられるように、引き続き、所要の指導、要請等を行うこと（「民間工事等からの暴力団排除」）を推進することとされた。

12月末までに、1府10省との間であらゆる公共事業等から暴力団員が実質的に経営を支配する事業者等を排除する枠組を構築した。

#### (イ) 地方自治体における取組

##### 暴力団排除条項の整備

地方自治体においては、暴力団や暴力団員とこれらのものと社会的に非難されるべき関係にある者等を的確に公共工事等から排除するため、入札参加資格基準等に暴力団排除条項を順次整備している。

#### (参考) 地方自治体における暴力団排除条項等の整備状況

	暴力団排除条項		下請・再委託		通報報告制度	
	都道府県	市(区)町村	都道府県	市(区)町村	都道府県	市(区)町村
公共工事	47	1402	47	1054	38	939
測量・建設コンサルタント	47	1308	47	996	38	861
役務提供	46	926	42	799	34	660
物品・資材調達	46	939	41	739	34	650
公有財産売却	41	560	-	-	-	-

平成23年末現在  
自治体数:都道府県 47 市(区)町村 1,741

##### 通報報告制度の整備

地方自治体においては、公共工事の受注業者に対し、暴力団構成員等から不当介入を受けた場合の警察への通報及び発注者への報告を義務付け、これを怠った場合にはペナルティを科すという通報報告制度を順次設けている。

##### 主な排除事例

建設業法違反で建設業者を検挙したところ、同業者の代表者が山口組傘下組織に贈答品を送るなど社会的に非難されるべき関係を有していたことが判明したことから、県に通報し、公共工事から排除した事例（滋賀、4月）

公共工事の下請け参入を企てた強要未遂事件で山口組傘下組織幹部らを検挙したところ、同組織幹部が経営に関与している業者5社及び同組織に贈答品を送るなど社会的に非難されるべき関係を有している業者6社が判明したことから、これら11社につき県等に通報し、公共工事から排除した事例（福岡、6月）

建設業法違反で建設業者の代表者を検挙したところ、同代表者が山口組傘下組織幹部の内妻が経営する飲食店において、同幹部と頻繁に飲食し、飲食代金を支払うなど社会的に非難されるべき関係を有していたことが判明したことから、県及び市に通報し、それぞれ公共工事から排除した事例（徳島、9月）

#### その他の取組

奈良県、愛媛県及び群馬県においては、建設工事等の入札参加資格審査における加算要件に、不当要求防止責任者講習受講実績を追加（付加点数10～15点）した。

広島県においては、発注工事（測量・建設コンサルタント業務を含む。）の請負（委託）契約約款に、当該契約を締結した営業所等に対する不当要求防止責任者の選任、責任者講習の受講及び同講習修了証の提出を求める旨の特約事項を定めた。

### イ 各種業法による暴力団排除

警察においては、各種業法違反の検挙や各種業法に定められた暴力団排除条項を効果的に活用して、暴力団関係企業を排除している。

建設業許可申請業者について県から照会を受け調査したところ、同申請業者の取締役が山口組傘下組織組員である事実が判明、その旨県に回答した結果、建設業許可が不許可とされた事例（兵庫、4月）

産業廃棄物収集運搬業許可申請者（個人事業者）について県から照会を受け調査したところ、同申請者が山口組傘下組織幹部である事実が判明、その旨県に回答した結果、産業廃棄物収集運搬業許可が不許可とされた事例（奈良、8月）

山口組傘下組織組長と頻繁にゴルフ賭博をしていた不動産会社経営者らを常習賭博及び詐欺事件で検挙し、刑が確定したことから、これを県に通報した結果、宅建業の免許が取り消された事例（和歌山、8月）

### ウ その他公共部門における暴力団排除活動

地方自治体においては、生活保護費等の給付や公営住宅への入居等から暴力団を排除する取組を進めている。

【生活保護からの暴力団排除】

生活保護費受給を廃止されていた山口組傘下組織幹部が再び生活保護費受給を申請していることが判明、市に通報した結果、申請が却下された事例（石川、3月）

捜査過程において、山口組傘下組織幹部が暴力団員であることを秘して生活保護費を受給していることが判明したことから、同人を詐欺で逮捕するとともに、市に通報した結果、支給が打ち切られた事例（愛媛、10月）

#### 【公営住宅からの暴力団排除】

捜査過程において、山口組傘下組織組長が内妻名義で契約している公営住宅に同居していることが判明、市に通報した結果、同組長が排除された事例（三重、2月）

### トピックス

#### 東日本大震災に係る復旧・復興事業からの暴力団排除

東日本大震災に係る復旧・復興事業からの暴力団排除を徹底するため、被災地を管轄する県警察はもとより、全国警察が一体となった各種対策を推進している。

##### 警察庁における対応状況

- ・ 3月31日、全国警察に対して、復旧・復興事業に関し、暴力団等の動向把握、取締りの徹底及び暴力団排除の徹底を指示。
- ・ 建設業界、廃棄物処理業界等28団体に対し、警察との連携による復旧・復興事業からの暴力団排除の徹底を要請。
- ・ 国土交通省への働き掛けにより、被災3県（岩手、宮城及び福島県をいう。以下同じ。）が行う輸入住宅建材を用いた応急仮設住宅調達事業からの暴力団排除の枠組を構築。
- ・ 「東日本大震災復旧・復興事業に係る反社会的勢力排除のための中央連絡協議会」（警察庁、国土交通省、（社）日本建設業連合会並びに同連合会加盟の（社）日本埋立浚渫協会、ゼネコン10社及びマリコン2社で構成）を設置。定例会議により情報交換等を実施。
- ・ 関係企業に対し、企業対象暴力対策の徹底を要請。
- ・ 警察庁、東北管区警察局及び被災3県警察等による対策会議を開催。

##### 被災3県警察における対応状況

- ・ 被災3県警察において、東北地方整備局、県及び被災自治体並びに業界団体に対し、警察との連携強化による復旧・復興事業からの暴力団排除対策の推進について申し入れるとともに、適時的確な情報提供を実施。
- ・ 被災3県に設置された各災害廃棄物処理対策協議会に各県警察の暴力団対策主管課員が参画することとし、宮城県警察においては、第1回協議会から参画。
- ・ 被災3県警察において、暴力団排除啓発の広報紙やポスターを作成し配布。
- ・ 宮城県警察本部長が宮城県市町村長会議に出席し、暴力団排除対策推進の徹底を要請。
- ・ 宮城県警察において、業界新聞「建設新聞」への働き掛けを行い、暴力団排除に関する記事が掲載。

##### 復旧・復興事業に介入した検挙事例



暴力団関係者が、事業組合やボランティア団体等を名乗り、復旧・復興事業に関する作業員、車両等の手配や瓦礫処理への参入を企てたほか、被災県内の復旧・復興事業に対して、暴力団が介入していた実態が明らかになった。

- ・ 住吉会傘下組織幹部(62)が、岩手県内の仮設住宅建築工事に関して、派遣禁止業務である建設業務につき労働者を派遣した事例（岩手、7月）
- ・ 山口組傘下組織組長(66)が、東日本大震災の被災者を対象にした県社会福祉協議会の貸付制度を悪用し、貸付金を詐取した事例（福島、9月）
- ・ 山口組傘下組織組員(37)が、震災により被災した岩手県内の店舗復旧工事に関して、派遣禁止業務である建設業務につき労働者を派遣した事例（岩手、10月）

## (2) 民間部門における暴力団排除活動

### ア 企業活動からの暴力団排除

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下「指針」という。）の策定を受けて、多くの企業が指針に定められている反社会的勢力による被害を防止するための基本原則（外部専門機関との連携、取引を含めた一切の関係遮断、有事における民事と刑事の法的対応、裏取引や資金提供の禁止）に取り組んでいるところ、23年においては、暴力団排除条例の制定に伴う社会全体での暴力団排除の気運の高まりから、これら取組が一層進展した。

### イ 金融機関の取引における暴力団排除

全国銀行協会においては、21年9月までに融資取引、普通預金取引、当座勘定取引及び貸金庫取引の約款に暴力団排除条項を導入していたが、23年6月、当座勘定取引及び融資取引について、暴力団員との密接交際者や暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者をも排除対象とすることを明確化した暴力団排除条項の参考例を会員銀行に通知した。

銀行以外の金融機関においては、これまで、(社)全国信用金庫協会及び(社)全国信用組合中央協会、(社)全国労働金庫協会、(社)信託協会、JAバンク及びJFマリンバンクが、会員等に暴力団排除条項の参考例を提示し、(株)ゆうちょ銀行、農林中央金庫及び(株)商工組合中央金庫が暴力団排除条項を導入していたが、23年6月以降、(社)全国信用金庫協会、(社)全国信用組合中央協会、全国信用保証協会連合会、JAバンクが、全国銀行協会と同様、排除対象を明確化した暴力団排除条項の参考例を会員に通知した。

### ウ 建設業界における暴力団排除

22年中、社団法人日本建設業団体連合会（大手ゼネコン等52社、7団体（3月末現在）で構成）及び社団法人全国建設業協会（会員は各都道府県建設業協会。各協会には主に中小規模の21,675社

(21年6月末現在)が加盟)は、企業指針及び「公共事業等からの暴力団排除の取組について」(21年12月暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム決定)を踏まえ、それぞれの会員に対し、暴力団排除条項の参考例を示して、その導入を要請した。

民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款委員会<sup>注</sup>は、23年5月、民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款に新たに暴力団排除条項を盛り込む改正を行い、6月、同約款の市販を開始した。

また、社団法人全国建設業協会は、7月、元請・下請問、下請・再下請問において用いられている標準的な工事下請基本契約書、工事下請基本契約約款及び個別工事下請契約約款に民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款と同様の暴力団排除条項を盛り込み、市販を開始した。

注： 民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款委員会は、日本建築学会、日本建設協会等7団体から選出された委員で構成され、民間工事において最も普及している標準契約約款(施主と受注業者間で用いられるもの)の改定と市販を行っている(大正12年の発足当時は建設学会等4団体で構成されていたことから「旧四会」と呼ばれている)。

## エ 不動産業界における暴力団排除

不動産業界においては、9月までに、不動産関係5団体((社)全国宅地建物取引業協会連合会、(社)全日本不動産協会、(社)不動産協会、(社)不動産流通経営協会及び(社)日本住宅建設産業協会)が、契約書のモデルに契約の当事者が暴力団員等反社会的勢力でないことを確約する条項や買受不動産を暴力団事務所等に使用することを禁止する条項等を盛り込み、各会員に導入を要請した。

また、不動産取引における暴力団等反社会的勢力排除の推進を図るため、9月、上記不動産関係5団体のほか、(財)不動産流通近代化センター、全国暴追センター、民暴委員会弁護士、国土交通省、警察庁により構成される「不動産業・警察暴力団等排除中央連絡会」を設置した。

## オ 中小企業等における暴力団排除

企業指針に沿った企業等の取組状況についてアンケート調査(回答3,469社)を実施したところ、不当要求は企業の規模に関わらず認められるものの、上場企業等以外は、取組が遅れていることが判明した。

このような実態を踏まえ、第16回犯罪対策閣僚会議において、同会議の下に設置された暴力団取締り等総合対策ワーキングチームから、企業活動からの暴力団排除について、政府として「関係業界に対する指針の更なる普及啓発」、「経済団体及び関係業界との連携の強化」等を推進することが報告された。

これを受け、中小企業4団体(日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会及び全国商店街振興組合連合会)は、6月までに、各都道府県の下部組織に対し、指針の普及促進等、企業活動からの暴力団排除の取組を行うよう通知した。

## カ プロスポーツ業界における暴力団排除

社団法人日本野球機構(NPB)は、15年11月、プロ野球暴力団等排除対策協議会(以下「協議会」

という。)を設立、同年12月、暴力団等排除宣言を採択して、球場からの暴力団等排除のための諸対策に取り組んできたが、新たにプロ野球選手と反社会的勢力との関係遮断に取り組むこととし、協議会にプロ野球選手会を加えるとともに、23年1月、協議会総会において選手会代表による暴力団等排除宣言を行った。

#### キ 祭礼・露店からの暴力団排除

依然として、暴力団が祭礼自体や露店出店等に直接又は間接に関与し、資金源としている実態がうかがえることから、住民の安全・安心の確保はもとより、暴力団の資金源封圧の観点からも、祭礼等の場から暴力団を排除していくことが重要であり、各地で様々な取組を推進している。

露店の地割りに警察官が立ち会い、指導を行うことにより、暴力団による露店出店を封圧した事例（香川、5月）

警察が事前に出店希望の葉書を直接受理してこれを点検した上、祭礼当日も、移動商業組合・主催者・電力会社・保健所・警察が一同に会して受付を行うことで、出店者をチェックする取組を始めた事例（富山、6月）

#### ク その他民間部門における暴力団排除活動

社団法人生命保険協会では、企業指針を踏まえ、22年11月「反社会的勢力対応プロジェクトチーム」を設置し、警察庁及び金融庁と協議の上、普通保険約款に導入する暴力団排除条項の規定例の策定作業を推進し、23年6月、普通保険約款について、保険契約者、被保険者又は保険金の受取人が、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団との密接交際者、共生者等である場合、保険契約を将来に向かって解除することができる旨の暴力団排除条項の導入を決定し、規定例を加盟会社に提示した。

ホテル・旅館業界は、都道府県警察との間で個別に連絡協議会を設置し、暴力団等との関係遮断を進めてきたところ、観光庁が国際観光ホテル・旅館のモデル宿泊約款に暴力団排除条項を盛り込む一部改正を行い、9月、登録ホテル・旅館に通知したことを受け、モデル約款に沿った暴力団排除条項の導入に取り組んでいる。

放送業界においては、日本放送協会（NHK）が、4月、各種契約書および協会施設運用規定への暴排条項導入、契約の相手方からの誓約書徴収に着手し、11月、書面を取り交わさない契約からの暴力団等排除を想定し、出演契約と調達契約における新たな指針を公表した。

また、日本民間放送連盟が、10月、番組制作現場が暴力団排除を徹底するための「反社会的勢力に対する基本姿勢」と題する指針を公表し、12月、「出演契約における反社会的勢力排除についての指針」及び「出演契約書における暴力団排除条項モデル」を公表した。

### (3) 地域・住民による暴力団排除活動

#### ア 損害賠償請求に対する支援

警察においては、都道府県暴追センター、弁護士会民事介入暴力対策委員会（以下「民暴委員会」という。）等と連携し、暴力団構成員等が行う違法、不当な行為の被害者等による損害賠償請求に対する必要な支援を行っている。

暴力団対策法第31条の2（威力利用資金獲得行為に係る損害賠償責任）の規定に基づく損害賠償請求訴訟については、3件について和解が成立して和解金が支払われたほか、新たに1件が提訴された。

山口組傘下組織組員が被害者らから現金等を強取した強盗致傷事件について、21年7月、被害者らが、実行行為者及び暴力団対策法第31条の2の規定に基づいて山口組組長に対して損害賠償請求訴訟を提起したところ、23年1月、和解が成立して和解金が支払われた事例（警視庁、1月）

山口組傘下組織組員が自己の配下の雇用依頼を断られたことに対して会社役員を脅迫した事件及びこの事件により当該組員が逮捕されたことに対する報復から、他の組員が同会社役員の経営する会社事務所等にダンブカーを突入させるなどした器物損壊、傷害等事件について、21年11月、被害者である経営者が、実行行為者及び実行行為者の所属する暴力団組織の組長に加えて、暴力団対策法第31条の2の規定に基づいて山口組組長らに対して損害賠償請求訴訟を提起したところ、23年6月、和解が成立して和解金が支払われた事例（兵庫、6月）

山口組傘下組織組員らが借金の取立てに関して被害者に傷害を負わせた事件について、被害者が、実行行為者及び実行行為者の所属する暴力団組織の組長に加えて、暴力団対策法第31条の2の規定に基づいて山口組組長に対して損害賠償請求訴訟を提起した事例（愛知、7月）

山口組傘下組織組員が会社役員から現金を恐喝したり、自動車を詐取するなどした事件について、22年4月、被害者らが、実行行為者及び実行行為者の所属する暴力団組織の組長に加えて、暴力団対策法第31条の2の規定に基づいて山口組組長らに対して損害賠償請求訴訟を提起したところ、23年9月、和解が成立して和解金が支払われた事例（警視庁、9月）

共政会会長らが建設工事のあいさつ料名下に会社経営者から現金を喝取した事案について、19年2月、被害者である同経営者が、その返還を求める訴訟を提起したところ、同会長に対し、喝取金の全額返還を命じる判決について、23年4月、控訴が棄却された事例（広島、上告継続中）

## イ 事務所撤去運動に対する支援

警察においては、暴追センター、民暴委員会等と連携し、住民運動に基づく暴力団事務所の明渡し請求訴訟等について、必要な支援を行っている。

22年12月、地域住民が、山口組傘下組織事務所の撤去に向けた決起集会等を開催し、警察、暴追センター、民暴委員会等と連携して事務所使用禁止等を求める仮処分申立てについて、23年3月、仮処分の決定がなされた事例（警視庁、3月）

22年3月、地域住民が工藤會関連施設の撤去を求め、暴力団追放パレード等の運動を展開していたところ、23年3月、関連施設が売却されて撤去された事例（福岡、3月）

山口組傘下組織及び住吉会傘下組織の4事務所が入居するマンションにおいて、22年からマンション管理者と連携を図りながら事務所撤去に関する各種取組を進めたところ、23年10月までに、全ての事務所が撤去された事例(宮城、10月)

#### (4) 暴力団排除活動に対する支援

##### ア 保護対策の強化

全都道府県で暴力団排除条例が施行されるなど、社会全体による暴力団排除が進展する一方、暴力団との関係遮断を図る企業等に対する危害行為が相次いだ。これら関係者の安全確保は、社会全体で暴力団排除活動を推進するための不可欠な基盤であることから、23年12月、新たに「保護対策実施要綱」を制定し、同要綱に基づき身辺警戒員(略称「PO」(Protection Officer))をあらかじめ指定して警戒体制を強化するなど、組織の総合力を発揮した保護対策に取り組んでいる。

##### イ 暴力団情報の提供

暴力団排除条例の施行と暴力団の活動実態等の多様化・不透明化に伴い、事業者等からの暴力団情報の提供要請が拡大しており、このような情勢の変化に的確に対応し、社会からの暴力団排除を一層推進するため、暴力団情報の部外への提供の在り方を見直した。具体的には、これまでの「暴力団犯罪による被害防止等」や「暴力団の組織の維持又は拡大への打撃」という提供要件に、「条例上の義務履行の支援」という提供要件を新たに追加したほか、共生者等についても情報提供の対象とすることとした。

#### (5) 暴力団相談の受理状況

14年以降、警察及び暴追センターが受理した暴力団相談の受理件数は、減少傾向にあったが、20年から増加傾向に転じ、23年においては、40,971件(前年比4,101件増)となっている。このうち、警察が受理した暴力団相談は19,472件(同2,437件増)、暴追センターが受理した暴力団相談は21,499件(同1,664件増)である(図表4-1)。

自営業を営む男性から暴力団員から恐喝被害を受けている旨の相談を受理し、保護対策を講じた上、恐喝未遂で山口組傘下組織組員を検挙した事例(愛知、1月)

暴対センターが、建設会社の役員の男性から「暴力団関係者に挨拶料を要求されている。」旨の相談を受理し、速やかに警察に相談を引き継ぎ、警察において、恐喝未遂で山口組傘下組織組員を検挙した事例(岡山、10月)

図表 4 - 1 暴力団相談の受理件数

年 次 区 分	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
相談受理件数	39,659	40,012	38,516	35,156	36,172	33,944	34,616	35,127	36,870	40,971
うち警察	24,025	23,202	21,217	18,461	18,191	15,893	16,371	16,186	17,035	19,472
うちセンター	15,634	16,810	17,299	16,695	17,981	18,051	18,245	18,941	19,835	21,499

(6) 暴力団構成員の離脱促進、社会復帰対策の状況

23年における警察及び暴追センターが援助の措置等を行うことにより暴力団から離脱することができた暴力団構成員の数については、約690人（前年比約60人増）となっている。

なお、14年以降、この数については、横ばいで推移している（図表 4 - 2）。

山口組傘下組織を離脱した男性から、組織から「探すぞ。」などと追い込みをかけられている旨の相談を受理し、22年9月中に同組織幹部に対して脱退妨害の中止命令を発出していたが、男性への危害が予想されたため、市役所と連携し、市役所において、同組織関係者がその所在を探索する目的で住民基本台帳の閲覧等の請求を拒否できる旨の支援措置を実施した事例（岐阜、4月）

図表 4 - 2 離脱支援により暴力団から離脱した者の推移

年次 区 分	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
離脱者	640	580	590	580	500	650	780	660	630	690

(7) 都道府県暴力追放運動推進センターによる公益法人制度改革への対応について

18年6月に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)等が公布されたことにより、各都道府県暴対センターは、公益財団法人への移行を進めている。

23年中は、17県の暴追センターが移行を完了し、これによって1都2府38県の暴追センターが移行を完了した。残る6道県の暴追センターについても、24年中の移行に向けて手続中である。